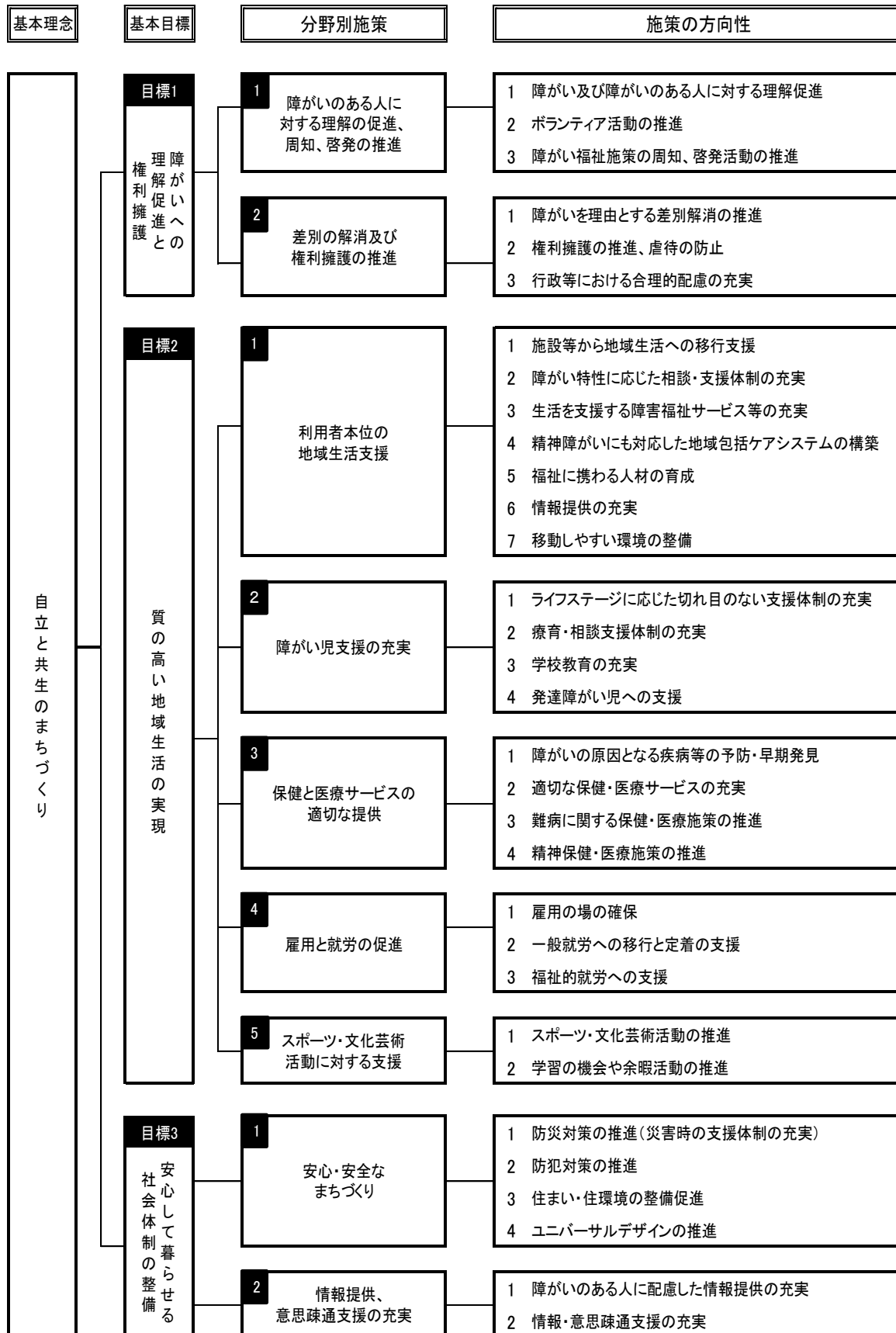


熊本市障がい者生活プランに関する 施策の実施状況等について 令和5年度(2023年度)



熊本市障害者施策推進協議会
令和6年(2024年)8月22日

施策の体系図



計画の基本目標

基本目標1 障がいへの理解促進と権利擁護

障がいや障がいのある人について正しく理解を深める取組や、障がいのある人の権利を擁護する取組を進めます。

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2017	2023	2023
障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験	%	35.5	34.8	25

【これまでの評価】

障がい者サポーター研修や市の広報媒体を通じて、市民に対して障害者差別解消法の周知を図る取組を行ったが、目標値には達しなかった。今後も引き続き、障がい者サポーター制度を通じて障害者差別解消法の周知や障がいへの理解促進に取り組んでいく。

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2017	2023	2023
障がい者サポーターの登録者数（累計）	人	2,421	9,177	4,200

【これまでの評価】

障がい者サポーターの登録者数は、目標値を大きく上回っており、2021年度から熊本市障がい者相談支援センター（市内9か所）に地域支援員を配置し、地域での障がいへの理解促進の取り組みとして、障がい者サポーター研修（出前講座）を積極的に実施している。

基本目標2 質の高い地域生活の実現

障がいのある人の日々の暮らしを支えるために、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で生活を支える体制づくりに取り組みます。

また、障がいのある人の自立や社会参加を推進するために、障がいの特性を踏まえた教育や適性に応じてその能力を発揮できる社会環境の整備に取り組みます。

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2017	2023	2023
熊本市障がい者相談支援センターの延利用者数	人	22,925	24,750	24,500

【これまでの評価】

熊本市障がい者相談支援センターの延利用者数は目標値を達成しており、同センターでは専門性を必要とする困難ケースへの対応や各種相談に応じ、適切な支援を行っており、年々増加する相談支援件数と様々なニーズに対応している。

基本目標3 安心して暮らせる社会体制の整備

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、災害発生時における障がい特性に配慮した支援や安全の確保、防犯対策を推進します。

また、障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2018	2023	2023
熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合	%	35.0	34.1	50.0

【これまでの評価】

今回の目標値である50.0%を達成することができなかった。障がいのある人が日常生活において地域で安心して暮らすことができるように、今後は関係機関や庁内の関係各課と連携を図りながら、防災対策やバリアフリーの推進に取り組んでいく。

熊本市障害者生活プラン分野別施策一覧

プラン の 掲載頁	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み	令和5年度の実績評価				ページ
				A 実施	B 一部実施	C 未実施	評価 なし	
【基本目標1】障がいへの理解促進と権利擁護								
P 20	1	(1)	① 障がい者サポーター制度による理解啓発	○				6
P 21			② 様々な媒体を用いた理解促進	○				6
P 21			③ 講演会や啓発イベントによる理解促進	○				6
P 21			④ 共に学ぶ教育の推進	○				6
P 21			⑤ 精神障がいについての理解促進	○				7
P 21			⑥ 発達障がいについての理解促進	○				7
P 21			⑦ 難病についての理解促進	○				7
P 21			⑧ ヘルプマークやヘルプカードの普及	○				7
P 22		(2)	① ボランティア活動の啓発	○				8
P 22			② ボランティアの養成	○				8
P 22			③ ボランティア活動の支援	○				8
P 23		(3)	① 障がい福祉施策の広報・啓発活動	○				9
P 23			② 障害者週間における広報・啓発活動の強化	○				9
P 23			③ 地域に対する広報・啓発活動	○				9
P 25	2	(1)	① 障害者差別解消法の広報・啓発	○				10
P 25			② 差別解消のための取組	○				10
P 25		(2)	① 権利擁護に関する啓発	○				11
P 26			② 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)		○			11
P 26			③ 権利擁護に対する支援(成年後見制度)	○				11
P 26			④ 虐待防止に関する取組		○			12
P 26		(3)	① 職員等への啓発・資質の向上	○				13
P 27			② 行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底	○				14
【基本目標2】質の高い地域生活の実現								
P 29	1	(1)	① 地域生活支援拠点等の整備		○			15
P 29			② グループホームの利用促進	○				15
P 29		(2)	① 相談支援事業の充実	○				16
P 30			② 発達障がい者に対する支援	○				16
P 30			③ 難病患者に対する支援	○				16
P 30			④ 障がいのある高齢者に対する支援	○				17
P 30			⑤ 家族に対する支援	○				17
P 30			⑥ 家族会・当事者会の活動支援	○				17
P 30			⑦ 関係機関・団体との連携による支援体制の充実	○				18
P 31			⑧ 身体障がい者及び知的障がい者相談員	○				18
P 31			⑨ 民生委員・児童委員		○			18
P 31		(3)	① 障害福祉サービス等の円滑な提供	○				19
P 31			② 障害福祉サービス事業所の質の向上	○				19
P 31		(4)	① 地域生活への移行支援	○				20
P 32			② 地域移行支援・地域定着支援	○				20
P 32			③ 保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置	○				21
P 32			④ ピアサポーターの活動支援	○				21
P 32			⑤ 当事者交流・活動の支援	○				21
P 32	⑥ 家族に対する支援		○				21	

プラン の 掲載頁	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み	令和5年度の実績評価				ページ
				A 実施	B 一部実施	C 未実施	評価 なし	
P 32	1	(5)	① 社会参加等を支援する人材の育成	○				22
P 32			② 福祉に携わる職員の資質の向上	○		○		22
P 33			③ 福祉に携わる職員の処遇改善等	○				22
P 33			④ 介護分野の人材不足への対応	○				23
P 33		(6)	① ふくしのしおり	○				24
P 33			② 市ホームページ等における情報の充実	○				24
P 33		(7)	① 公共交通機関等による外出の支援	○				25
P 33			② 自家用車による外出の支援	○				25
P 35	2	(1)	① 障がい児保育の充実	○				26
P 35			② 就学・進学における支援	○				26
P 35			③ 成人期への移行支援	○	○			27
P 35			④ 家族に対する支援	○	○			27
P 36		(2)	① 早期療育の充実	○				28
P 36			② 地域療育体制の整備	○				28
P 36			③ 障がい児支援に関するサービスの充実	○				29
P 36			④ 障がい児支援に携わる職員の質の向上	○				29
P 36			⑤ 児童相談所による相談支援	○				30
P 36			⑥ こども発達支援センターによる相談支援	○				30
P 37			⑦ 児童発達支援センターの機能充実	○				30
P 37		(3)	① 教職員の専門性の向上	○				31
P 37			② 就学支援委員会	○				31
P 38			③ 校内支援体制の充実	○				31
P 38			④ 施設等環境整備	○				32
P 38			⑤ 進路指導の充実	○				32
P 38			⑥ 多様な学びの場の整備	○				32
P 38			⑦ 大学就学支援	○				32
P 38			⑧ 家族に対する支援	○	○			33
P 39		(4)	① こども発達支援センターによる支援	○				34
P 39			② 発達障がい者支援センターによる支援	○				34
P 41	3	(1)	① 疾病の予防	○				35
P 41			② 早期発見・適切な対応	○				35
P 41		(2)	① 重症心身障がい児・者等の支援の充実	○				36
P 42			② 医療費の助成	○				37
P 42			③ 歯科保健医療の推進	○				37
P 42			④ 二次障がいの予防	○				38
P 42		(3)	① 難病対策の推進	○				39
P 42			② 難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援				○	39
P 43		(4)	① 精神科医療機関等との連携の強化	○				40
P 43			② 相談支援体制	○				40
P 43			③ 依存症の対策	○				40
P 43			④ ひきこもりへの対策	○				41
P 43			⑤ 高次脳機能障がいへの対応	○				41
P 43			⑥ 発達障がいへの対応	○				41
P 43			⑦ 自殺予防への対策	○				41

プラン の 掲載頁	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み	令和5年度の実績評価				ページ	
				A 実施	B 一部実施	C 未実施	評価 なし		
P 46	4	(1)	① 事業主への啓発	○				42	
P 46			② 雇用にあたっての支援	○				42	
P 46			③ 公共機関での障がい者雇用の促進	○				43	
P 46			④ 障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出	○				44	
P 46		(2)	① 一般企業への就労の促進	○	○			45	
P 47			② 職場定着の支援	○				45	
P 47			③ 求人・求職者情報の提供	○				46	
P 47			④ 関係機関との連携による相談支援	○				46	
P 47			⑤ 難病、発達障がい等の特性に応じた就労支援の充実	○				46	
P 48		(3)	① 福祉的就労の場の充実	○				47	
P 48			② 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	○				47	
P 48			③ 共同受注窓口の検討	○				47	
P 48			④ 福祉の農業の連携の検討	○				47	
P 50		5	(1)	① スポーツ、文化芸術活動団体の支援	○				48
P 50				② スポーツ活動への支援	○				48
P 50				③ 文化芸術活動への支援	○				49
P 50	④ 障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定			○				50	
P 50	⑤ 文化施設等の利用支援			○				50	
P 51	(2)		① 学習機会の提供及び講座等の実施	○				51	
P 51			② 社会教育施設等の利用支援	○	○			51	
P 51			③ 余暇活動の場・情報の提供		○			51	
【基本目標3】安心して暮らせる社会体制の整備									
P 53	1	(1)	① 地域における避難支援体制づくり	○				52	
P 53			② 避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者避難支援制度による支援体制の構築	○				52	
P 54			③ 施設における防災体制の整備	○				52	
P 54			④ FAXや携帯メールを活用した緊急通報の利用促進	○				53	
P 54			⑤ 災害時の避難所における支援体制の整備		○			53	
P 54			⑥ 福祉避難所の拡充及び福祉子ども避難所の整備	○	○			53	
P 55			⑦ 災害時の生活再建に向けた支援	○				54	
P 55		(2)	① 緊急通報システム貸与事業	○				55	
P 55			② 障がい者支援施設等における防犯対策				○	55	
P 55			③ 消費者トラブルの未然防止	○				55	
P 55		(3)	① 住宅改造に対する支援	○				56	
P 55			② 公営住宅の活用	○				56	
P 55		(4)	① 公共施設等の整備	○				57	
P 56			② 安全で快適な道づくり	○				57	
P 56			③ 公共交通・移動手段の利便性の向上		○			57	
P 57	2	(1)	① ふくしのしおりによる情報の提供	○				58	
P 57			② 点字・音声による市政及び市議会情報の提供	○				58	
P 58			③ 市ホームページ及びSNS等を活用した情報提供の充実	○				58	
P 58		(2)	① コミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保	○				59	
P 58			② 手話言語条例の制定	○				59	
P 58			③ ヘルプカードの利用促進	○				59	
P 58			④ 意思疎通支援の充実に向けた検討	○				59	

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護					
分野別施策		1	障がいのある人に対する理解の促進、周知、啓発の推進					
施策の方向性		(1)	障がい及び障がいのある人に対する理解の促進					
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
① 障がい者サポーター制度による理解啓発	障がい者サポーター研修を開催し、様々な障がいの特性やその配慮方法について啓発を行い、障がい者サポーターの輪を広げていきます。また、障がい者サポート企業・団体の取組を通して、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識の向上を図ります。	R5年度	障がいの特性やその配慮方法について市民の理解啓発を促すため、障がい者相談支援センターと連携しさらに充実した障がい者研修会や出前講座を実施する。障がい者サポート企業・団体の認定数を増やすために、企業への働きかけを行うとともに、障がい福祉課公式SNS等を通じて認定団体の取組を広く事業者や市民に周知し、障がいのある方の働きやすい環境づくりを進める。	市の広報媒体、SNS等を活用し、広報・啓発活動を行い、障がい福祉施策の意義について理解の促進を図った。また、障がい者相談支援センターの地域支援員と協力し、市民向けに理解促進を図るワークショップを2回、出前講座を計37回（うち30回が地域支援員による出前講座）開催した。さらに、障がい者サポート企業・団体として新たに1団体の認定を行った。	A	引き続き、市の広報媒体等を通じて、障害者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知に努める。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
② 様々な媒体を用いた理解促進	障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、市政だよりや市ホームページをはじめ、新聞・ラジオ・テレビ・SNS等の多様な情報メディアを活用したり、リーフレットを作成するなどして、啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。	R5年度	市政だよりや市ホームページ、新聞、ラジオ、テレビ、SNS等の多様な情報メディアを活用したり、リーフレットを作成するなどして、啓発活動を行っていく。また、当課の公式SNSを使い、定期的な情報発信を行う。	市の広報媒体である市政だより、ラジオ、ホームページ、LINE、X（旧ツイッター）に加え、障がい福祉課公式フェイスブック、Instagramを活用し、啓発活動を行うことができた。	A	引き続き、市の広報媒体等、さまざまなメディアを活用した啓発活動を行っていく。	—	障がい福祉課
③ 講演会や啓発イベントによる理解促進	研修会や啓発イベントの開催、障害者週間の周知により、市民の関心を高め、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。 また、地域や民間事業者等に出向いて障がい者サポーター研修を行い、障がいの特性や配慮方法を周知啓発していきます。	R5年度	障がいについての市民の関心を高めるため、障がい者相談支援センターと協力し、障がい者サポーター研修会を開催する。また、交流の機会を提供するためのワークショップ等の開催を検討していく。	2回の障がい者サポーター研修会を開催し、障がい者相談支援センターと協力して、バラスポーツ体験や講演会などのワークショップも開催した。他に、地域や教育機関に対し出前講座を実施した。（R5実績：35回（うち出前講座33回））	A	出前講座において、障がい者相談支援センターと連携し研修内容を工夫することができた。引き続き、障がいに関する理解を深めることのできる研修内容となるよう工夫していく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
④ 共に学ぶ教育の推進	障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学校生活や学習に取り組む中で、障がいについての正しい理解とノーマライゼーションの推進を図ります。また、子どもの頃から障がいのある人に対する理解が深まるよう、学校での福祉教育の充実を図ります。	R5年度	第2次熊本市特別支援教育推進計画の方針4に「共生社会の実現に向けた教育の推進」の実践に取り組み、より充実した交流及び共同学習につなげる。	あおば支援学校と城東小学校の合同による集会を実施。また、藤園中学校とは、作品の交流を実施。さらに、小中学校の教員向けに研修を行い、交流及び共同学習の好事例を紹介した。	A	相互理解を深めていくために、教員の連携の仕方を検討していく必要がある。	—	総合支援課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護					
分野別施策		1	障がいのある人に対する理解の促進、周知、啓発の推進					
施策の方向性		(1)	障がい及び障がいのある人に対する理解の促進					
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
⑤ 精神障がいについての理解促進	精神障がいについての偏見や差別をなくすため、精神福祉保健普及運動や自殺対策強化月間において、また、ピアサポーターの活動を通じて精神障がいに関する正しい理解の促進に努めます。	R5年度	引き続き、自殺予防週間等の機会を通じ、普及啓発に取り組む。区役所等へポスターやチラシを配布し、広く市民の目に届くようにする。	自殺予防週間、自殺対策強化月間を中心に普及啓発を行った。具体的には、市役所1階でのパネル展示他、熊本市公式ラジオ、公式SNS、市政だより等を利用した。	A	精神障がいについての正しい理解を促進していくためには、より広く市民への普及啓発を行う必要がある。	地域自殺対策強化事業	こころの健康センター
			引き続き、支援者向け研修会や市民向け講演会を開催するなど普及啓発に取り組む。	支援者向け研修会（17回、延べ4,256名参加）、市民向け講演会（11回、延べ2,299名参加）を実施。	A	継続して行う。	精神保健研究・啓発事業経費	
⑥ 発達障がいについての理解促進	小学校や中学校において、特別支援教育や発達に関わる相談窓口について記載したリーフレットを配布し、発達障がいについての正しい理解の促進に努めます。また、講演会や研修事業を行い、発達障がいの特性理解や配慮方法を周知啓発していきます。	R5年度	特別支援教育についての内容をより充実させた家庭・地域啓発リーフレットを電子データとしても提供することで、活用の幅を広げ、発達障がいに関する正しい知識の普及に努める。	リーフレットの内容を見直し、読み書きが苦手な子どもの支援についての内容を加えた。全家庭にリーフレットを電子データで配付したり、ホームページにも掲載した。また、各区役所の窓口にも置き、閲覧できるようにした。	A	多くの市民の目に触れるよう、電子データ等での周知方法を検討していく。また、リーフレットの内容についても見直しを行っていく。	笑顔いきいき特別支援教育推進事業	総合支援課
			こども発達支援センター主催の講演会は、今年度もWeb配信で開催予定。発達障がい者支援センター主催の講演会もWeb配信で7月に開催予定であり、市民向け研修会も実施する。	こども発達支援センター主催講演会は、Web配信を行い、230名の参加があった。発達障がい者支援センターみなわもWeb配信を行い、543名の申込があった。	A	Web配信による講演会は多くの住民が視聴できるというメリットがあるため、今後も活用していきたい。	・ペアレントトレーニング事業 ・発達障がい者支援センター運営事業経費	こども発達支援センター
⑦ 難病についての理解促進	熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会やシンポジウムを開催するほか、当事者会と連携した研修会を実施するなど、難病に関する正しい理解の促進に努めます。	R5年度	難病患者の当事者会等との意見交換等を通して、難病に関する情報収集に努め、市民への理解啓発に努めていく。	障がい者サポーター研修等において難病に関する内容を取り上げて、市民への周知啓発に努めた。	A	障がい者サポーター研修等を通じて、市民への理解啓発を図ることができた。引き続き、難病に関する市民への理解促進を図っていく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
			熊本県難病相談・支援センターや患者会等の当事者団体等と連携した関係者への研修や医療相談会・講演会等を実施していくとともに、パネル展示等の啓発活動も継続して行っていく。	熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会を2回、訪問相談員育成事業研修会を1回実施し（ハイブリッド開催）、当課において医療講演会・相談会を1回実施した（対面）。その他、市政だよりによる広報や患者会のパネル展示など、様々な機会において啓発活動を行った。	A	引き続き、熊本県難病相談・支援センターや患者会などの当事者団体等と連携し、研修会や講演会・相談会等を継続して行っていく。	難病相談支援センター事業	医療政策課
⑧ ヘルプマークやヘルプカードの普及	ヘルプマークや、災害時などのいざという時に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの周知・普及を通じて、外見から分かりづらい障がいのある人への理解促進を図ります。	R5年度	市の広報媒体にて周知を行うとともに、今後も公共交通機関等の事業者による広報を行う。また、ヘルプカードの周知方法や配付方法等についても新たな検討を行っていく。	これまで行ってきた障がい者サポーター研修での周知や市電の車両広告に加えて、熊本県中心部の主要駅に広告を掲載し、幅広い世代へ向けた周知を図った。	A	今後も、県と連携しながら公共交通機関での周知やその他の周知方法について検討を進めていくとともに、ヘルプマークストラップの配布についても検討を進めていく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護					
分野別施策		1	障がいのある人に対する理解の促進、周知、啓発の推進					
施策の方向性		(2)	ボランティア活動の推進					
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
① ボランティア活動の啓発	市民活動支援センター・あいぽーとにおいて、障がい福祉に関する様々なボランティア情報の収集及び効果的な情報提供に取り組みます。	R 5 年度	引き続きボランティア情報の収集に努め、ホームページ等を活用して効果的に情報の提供を行う。	市の広報媒体を活用し、広報・啓発活動を行い、障がい福祉施策の意義について理解の促進を図った。	A	引き続き、市の広報媒体等を通じて、障害者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知に努める。	—	地域活動推進課
② ボランティアの養成	障がい者サポーター制度の拡充等により障がいへの正しい知識を普及し、障がい者支援の活動に携わるボランティアを養成します。養成にあたってはボランティア活動を行う人のニーズにあった研修やセミナーを開催します。	R 5 年度	引き続きボランティア活動に参加しやすい取り組みや研修及びセミナーを開催する。	あいぽーとの自主事業である「ボランティアのススメ」の中で、「発達障がい」「認知症」「依存症」をテーマに講座を実施した。	A	引き続きボランティア活動に参加しやすい取り組みや研修及びセミナーを開催する。	—	地域活動推進課
			障がい者サポーター研修会や出前講座などを通じて、障がいへの理解の促進を図っていくとともに、イベントやボランティアへの参加を促していく。	地域や学校、企業等に対し出前講座を開催し、障がいへの正しい知識を普及するとともに、受講者に対して障がいに関するイベントやボランティア等への参加を促した。	A	引き続き、障がい者サポーター研修等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図り、ボランティアへの参加を促していく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
③ ボランティア活動の支援	障がいのある人を支援する個人及び団体の活動が継続できるように、ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行うほか、ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会の提供に取り組みます。	R 5 年度	引き続きボランティア活動を行う団体の相談・支援を行う。	あいぽーとにおいて相談窓口を開設し、相談・支援を行うとともに、ボランティア活動への理解や関心を高めるため、熊本市立図書館にて出前相談窓口を設置したほか、「さわやか大学校」などで出前講座を行った。	A	引き続きボランティア活動を行う団体の相談・支援を行う。	—	地域活動推進課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護					
分野別施策		1	障がいのある人に対する理解の促進、周知、啓発の推進					
施策の方向性		(3)	障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進					
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
① 障がい福祉施策の 広報・啓発活動	障がい福祉施策を幅広い市民の理解を得ながら進めていくため、様々な手段を活用した市民にわかりやすい広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進し、障がい福祉施策の意義について理解の促進を図ります。	R5年度	市の広報媒体等の様々な手段や機会を活用し、障がい福祉施策について市民に分かりやすい広報・啓発活動を進める。	市の広報媒体やふくしのしおりなどを活用し、広報・啓発活動を行い、障がい福祉施策の意義について理解の促進を図った。	A	市の広報媒体等の様々な手段や機会を活用し、障がい福祉施策について市民に分かりやすい広報・啓発活動を進める。	—	障がい福祉課
② 障害者週間における 広報・啓発活動の強化	障害者基本法に基づく障害者週間においては、各種行事の開催とあわせて広報の機会を増やす等、市民の障がい福祉施策への関心を高める機会の提供を強化します。	R5年度	障害者週間に合わせて、「心の輪を広げる体験作文・ポスターコンクール」の表彰式やおとなりマルシェ等の各種イベントや広報を行い、障害者週間の認知度を高めるとともに、障がい福祉施策について市民の関心を高める機会を作っていく。	障害者週間に合わせて、障がい及び障がいのある人への理解と関心を深めることを目的とした「心の輪を広げる体験作文・ポスターコンクール」の受賞作品の展示を行った。また、おとなりマルシェ等や啓発イベント等の各種イベントや広報を行い、障害者週間の認知度を高めるとともに、障がい福祉施策について市民の関心を高める機会を作っていくことができた。	A	引き続き、障害者週間に合わせて、市民の障がい福祉施策への関心を高める機会の提供を強化していく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
③ 地域に対する 広報・啓発活動	障がいのあるなしに関わらず、誰もが地域で安心して生活できる環境を整備するため、障がい者相談支援センターや地域活動支援センターと協力して地域向けの障がい者サポーター研修などの理解啓発に取り組みます。また、地域社会全体に障がいへの理解が広がるよう、地域支援の拠点施設であるまちづくりセンターとも連携して取組を進めます。	R5年度	障がいへの理解が広がるよう、障がい者相談支援センターや地域活動支援センターと連携し、地域自治会や学校等へ障がい者サポーター制度について周知などの広報を行い、啓発活動の機会を創出を図る。 また、障がい者サポーター研修の内容を工夫し、分かりやすい情報の提供を検討する。	障がい者相談支援センターや地域活動支援センターと連携し、地域住民の障がいへの理解が広がるように、地域住民や小中学校、民生委員等に対して出前講座や広報・啓発活動を行った。	A	引き続き、関係機関と連携し、地域住民への広報・啓発活動を行う。	—	障がい福祉課
			令和5年度も引き続き、まちづくりセンターなどの区役所がその地域ごとのニーズを把握し、地域ニーズ反映の仕組みに基づく区・局協議を実施予定。また、協議後の対応状況等の進捗整理を適宜行っていく。 また、まちづくりセンターと障がい者相談支援センターが連携し、障がいへの理解を深めるイベント等を開催する。	各まちづくりセンターにおいても、障がいに関する理解を深める活動を行った。区役所が把握した地域のニーズを区と本庁が協議し、市の施策に反映させる仕組みである地域ニーズ反映の仕組みでは、障がいに係る地域課題は挙げられなかった。	A	区・局協議後の課題への対応状況を確認し、必要に応じて進捗整理を行う。 また、地域ニーズの把握に努める。	—	地域政策課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護						
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進						
施策の方向性		(1)	障がいを理由とする差別解消の推進						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
① 障害者差別解消法の広報・啓発	障がい者サポーター研修会や啓発イベントのほか、イラスト入りのリーフレット等で障害者差別解消法について分かりやすく周知し、市民や民間事業者の理解促進に努めます。	R5年度	障がい者サポーター研修を通じた障害者差別解消法の周知に努めるとともに、市の広報媒体を活用した啓発を行っていく。また、わかりやすい啓発手段の検討を継続する。	障がい者相談支援センターと連携して、地域や学校、企業等に対する障がい者サポーター研修の出前講座やリーフレットの配付等を通じて、障害者差別解消法の周知・啓発を行った。	A	引き続き、障がい者サポーター研修の中で障害者差別解消法について説明を行う他、市の広報媒体等を通じて、障害者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知に努める。	障がい者差別解消推進事業	障がい福祉課	
② 差別解消のための取組	障害者差別解消法に基づき、市民や民間事業者への研修をとおりして啓発に努めるとともに、差別的取扱いに関する相談窓口を周知し、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の推進に取り組めます。障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行います。相談・対応事例を蓄積し関係機関等で共有することで、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。	R5年度	様々な機会を通じて障害者差別解消法の周知を図る。 また、差別的取扱いや合理的配慮の不提供に対する相談において、相談窓口での対応を行うとともに、障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行う。	障がい者サポーター研修を通じて障害者差別解消法の周知を図るとともに、障がいのある方からの差別的取扱いや合理的配慮の不提供に対する相談について相談窓口での対応を行った。 また、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、相談事例や取組内容等について関係機関間で情報共有・協議を行った。	A	引き続き、障害者差別解消法の周知啓発に努めるとともに、相談窓口での対応を行っていく。 また相談対応事例の共有するため、障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	障がい者差別解消推進経費	障がい福祉課	

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護						
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進						
施策の方向性		(2)	権利擁護の推進、虐待の防止						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
① 権利擁護に関する啓発	障がいのある人の人権尊重を図り、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を促進するため、障害者基本法や障害者権利条約等の障がい者関係法令の周知を図るほか、各種相談窓口の紹介など、権利擁護に関する広報・啓発に努めます。	R5年度	引き続き、市の広報媒体等を通じて、障害者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知に努める。	市の広報媒体や障がい者相談支援センター等を通じて、広報・啓発活動を行い、障害者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口について理解の促進を図った。	A	引き続き、市の広報媒体等を通じて、障害者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知に努める。	障がい者差別解消推進事業	障がい福祉課	
② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	判断能力が充分でない障がいのある人が、地域で安心した生活を送れるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知・普及を図ります。	R5年度	引き続き地域生活支援員の確保に努めるとともに、各種研修会の開催及び参加を通して質の高いサービス提供ができる体制を目指す。また、業務の標準化に引き続き取り組み専門員の負担軽減を図り、十分な新規相談に係る時間の確保に努める。併せて本事業の広報に努め、本事業の理解を促進し、効率的な相談支援ができるよう取り組みを進める。	福祉サービス利用援助を中心に地域で自立した生活を送れるよう45件の新規契約を締結し支援を行った。令和5年3月末の契約件数が158件に対し、令和6年3月末の契約件数は170件と年々契約者は増加している。初回相談の多くは対象者を取り巻く関係機関からであり、本事業の必要性が理解され、熊本市社会福祉協議会と連携した相談支援に繋げることができた。	B	専門員は初回相談後、速やかに事業説明を行い対象者の利用意思確認後、契約に向けた調査に迅速に取り掛かる。相談支援件数は増加するものの専門員と生活支援員は限られているため、地域住民が支え合いの活動として利用者宅を訪問・支援する地域生活支援員の確保に努める。	日常生活自立支援事業経費	健康福祉政策課	
③ 権利擁護に対する支援（成年後見制度）	障がいのある人の権利を保護するため、成年後見制度利用支援が必要な方の申立手続きを行います。また、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人及び市民後見人の育成に取り組み、障がいのある人の権利擁護に関する相談支援体制の強化を図ります。	R5年度	引き続き、報酬助成及び市長申立の相談対応について広報・啓発するとともに成年後見制度の利用促進を図る。また、「市民後見人養成講座」及び「市民後見人任フォローアップ研修」も実施し、法人後見協力員及び市民後見人の増加を目指す。	成年後見制度について、実績は報酬助成68件、市長申立案件10件となった。「市民後見人養成講座」及び「フォローアップ研修」を実施し、法人後見協力員及び市民後見人の担い手を輩出することができた。	A	引き続き、報酬助成及び市長申立について周知するとともに、市民後見人養成を行っていく。	・市民後見人養成事業 ・法人後見事業 ・熊本市成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	

具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
④	虐待防止に関する取組	障害者虐待防止法に係る広報・啓発に努めるとともに、熊本市障害者虐待防止センターを窓口として、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受け付けや、虐待に関する啓発活動、障害福祉サービスを実施する事業者に対しては指導の強化を行い、障がい者虐待の防止とその解消を図ります。また、熊本市障がい者虐待防止連絡会議において、情報の共有と関係機関の連携強化を図ります。	R5年度	障害者虐待等緊急一時保護実施要綱に沿って、協力施設と協定を締結し、地域の支援体制の構築を図る。	R5年度は障害者虐待等緊急一時保護実施要綱に基づいた、協力施設の協定を締結することはできなかったが、被虐待者の身の安全の確保のため、障害福祉サービス利用での緊急的な短期入所利用及び、事業所が独自に行っているシェルターへの避難を1件ずつ行った。	B	引き続き、虐待防止連絡会議を開催するとともに、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受付・対応を行う。 また、障害福祉サービスを実施する事業者等に対して出前講座を行い、虐待に関する啓発活動を行う。	障がい者虐待防止対策支援事業	障がい福祉課

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護						
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進						
施策の方向性		(3)	行政等における合理的配慮の充実						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
① 職員等への啓発・ 資質の向上	福祉疑似体験などを含んだ職員 研修や障がい者サポーター研修 会を通して、障がい当事者と直 接交流することにより、障がいのあ る人についての正しい知識と具 体的な支援のあり方についての理 解を深めます。	R5年度	職員が障がい者への正しい知識や具体的な支援 についての理解を深めることができるように、福祉疑 似体験を組み込んだ研修を実施する。そのほか動 画研修についても検討していく。 また、研修以外にも庁内掲示板等でも情報発信 を行っていく。	新規採用職員に対し、障がい者サポーター研修を 行うとともに、全職員を対象とした「障がいについ ての意識調査」を実施し、障がいに関する理解促進 を図った。	A	職員に対する障がいや障がい者 についての正しい理解や支援方 法について効果的な啓発方法を 検討していく。	熊本市障がい 者理解促進事 業	障がい福祉課	
			・新規採用職員研修時に福祉疑似体験、講演 会を実施する。 ・各階層別研修時に動画配信による研修を実施 する。 ・障がいのある職員が配属されている管理職及び 主査級・指導員向けに、障がいのある職員対応 研修を実施する。また、任意参加者も募集する。	・新規採用職員研修時に福祉疑似体験、講演 会を実施した。 ・新規採用職員研修、各階層別研修時に動画 配信による研修を実施した。 ・障がいのある職員が配属されている管理職及び 主査級・指導員に向けて、障がいのある職員対応 研修を実施した。	A	継続して実施する。より効果的な 研修方法を検討していく。	新規採用職員 採用時研修等	人材育成セン ター	

基本目標		1	障がいへの理解促進と権利擁護					
分野別施策		2	差別の解消及び権利擁護の推進					
施策の方向性		(3)	行政等における合理的配慮の充実					
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
② 行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底	・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（職員対応要領）に関する研修・周知を行い、障がいのある人に対し、職員による障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、窓口その他の行政サービスにおいて配慮するほか、以下の点についても障がいのある人への配慮の徹底に努めます。 ・催事における合理的配慮 障がいのある人が参加する催事においては、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。 ・選挙における合理的配慮 熊本市の選挙においては、熊本県点字図書館に登録されている有権者に、候補者等を紹介する点字版や音声CDを送付します。また、選挙人が自ら投票所に足を運び投票できるよう可能な限りバリアフリーの施設を選定し、点字の候補者名簿、点字器、車椅子用記載台を設置するなど投票環境を整備し、代理投票や不在者投票の案内を行うなど、障がいのある人への配慮を行います。 ・職員採用時の合理的配慮 市職員採用試験の際は、障がいのある人に配慮した対応に努めます。また、採用後は職場環境の改善や職員の理解啓発により、働きやすい条件整備を行います。	R5年度	障害者差別解消法及び職員対応要領について、全職員に対して研修等を通じた周知啓発を図っていく。	全職員を対象とした「障がいについての意識調査」を実施し、障害者差別解消法や具体的な配慮の方法等について周知啓発に取り組んだ。	A	障害者差別解消法及び職員対応要領について、全職員に対して、研修等を通じた周知啓発を図っていく。	障がい者差別解消推進経費	障がい福祉課
			熊本県点字図書館に登録されている方を対象に、候補者の政策等を音声で入力した選挙公報音声CDを作成し、発送する。また段差解消が必要な投票所においては、引き続き段差解消スロープの設置や人的介助等の投票環境の整備に取り組んでいく。	熊本県点字図書館に登録されている方を対象に、候補者の政策等を音声で入力した選挙公報音声CDを作成し、発送した。また、段差解消が必要な投票所においては、引き続き段差解消スロープの設置や人的介助等の投票環境の整備に取り組んだ。	A	当該取り組みを継続していく。	統一地方選挙経費 県知事選挙経費	選挙管理委員会事務局
			引き続き主査級、課長級の昇任者研修等において差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の周知を図る。障がいのある新規採用職員の定期的な面談等により、働きやすい環境づくりに努める。	・昇任者研修等で差別的取扱いの禁止及び合理的配慮について周知を図った。 ・障がいのある新規採用職員等の職場訪問・面接を実施し、職員の特性にあった職場環境の改善に取り組んだ。	A	引き続き障がいのある職員の理解や合理的配慮について周知を図る。	合理的配慮関連経費	人事課
			採用試験問題及び解答用紙の拡大やルビ振り、座席配置、受験者本人の要望等、受験者それぞれの障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。	筆記試験の際の別室受験や障がいに応じた座席配置、また、面接時に就労支援機関の職員の同席を認めるなど障害特性への配慮を行った。	A	引き続き障害特性への配慮を行う。	採用試験	人事委員会事務局

基本目標		2	質の高い地域生活の実現					
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援					
施策の方向性		(1)	施設等から地域生活への移行支援					
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
① 地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、さらには親なき後も見据え、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域の社会資源を活用して居住支援の機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。	R5年度	障がい者相談支援センターを地域生活支援拠点の中核として位置づけ、相談支援及び地域の体制づくりを進めていく。また、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供の機能については、障がい者相談支援センターと連携して、あり方について検討を進めていく。	障がい者相談支援センターと連携し、相談支援及び地域の体制づくりを進めることができた。また、体験の機会・場の提供の機能について、市内の共同生活援助事業所の体験利用の受入の可否や空き情報の情報発信を行うとともに、アンケートを行う等し、今後の進め方等についての検討を進めた。また、緊急時の受入対応については、入所施設だけでなく、短期入所や日中サービス支援型の受入対応の検討を行った。	B	引き続き、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供の機能について、検討を進めていく。	—	障がい福祉課
② グループホームの利用促進	地域で自立した生活が送れるように、グループホームの利用を促進します。利用促進にあたっては、利用者のニーズをもとに計画的に施設整備することにより、障がいのある人の地域での住まいの確保に努めます。	R5年度	R5年度についても、共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図り、R5年度は新たに13事業所を指定した。また、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を図った。	A	共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	介護給付費等支給決定事務	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援							
施策の方向性		(2)	障がい特性に応じた相談・支援体制の充実							
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
①	相談支援事業の充実	R 5 年度	障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、障がい種別に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所の周知に努めるとともに、体制の整備と機能の充実に促進します。また、相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図ることで、総合的な相談支援体制の提供に努めます。 市内9か所に設置する熊本市障がい者相談支援センターにおいては、相談支援事業所の後方支援や特に専門性を必要とする困難ケースに対応するほか、地域支援員を配置して、地域の関係機関や福祉関係者とのネットワークの構築、理解促進に関する取組を行います。	障がい者相談支援センターにおいては、相談支援事業所の後方支援や特に専門性を必要とする困難ケースに対応するほか、各センターに配置する地域支援員において、地域の体制づくりを進める。また、地域の相談支援事業所の専門性の向上を図りながら、体制づくりと機能の充実に促進する。	障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置づけて、専門性を必要とする困難ケースへの対応や各種相談に応じ、適切な支援を行った。また、地域支援員を配置して地域の関係機関のネットワークの構築等の体制づくりを進めた。	A	引き続き、必要な支援を行うとともに、地域の相談機能の充実に取り組んでいく。	相談支援事業経費	障がい福祉課	
				前年度同様、相談支援事業への参入勧奨を行うと同時に、既存事業者については、加算の取得促進や関係機関等との連携強化を行うことで、相談支援の向上を図っていく。	障害福祉サービス事業者等に対して相談支援事業への参入勧奨を行い、指定事業所数を7事業所増やすことが出来た。また相談支援部会を通じ、事業所同士の情報共有の場を設け、質の確保を行った。	A	引き続き、計画相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所の参入勧奨を行い、相談支援専門員の負担軽減並びに質の向上を図っていく。	①計画相談支援事業 ②障害児相談支援事業	障がい福祉課	
②	発達障がい者に対する支援	R 5 年度	発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行います。	引き続き、発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行う。	発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行った。	A	今後も関係機関と連携を図り、ニーズに沿った支援に努める。	発達障がい者支援センター運営事業経費	こども発達支援センター	
③	難病患者に対する支援	R 5 年度	熊本県難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の日常生活や就労についての相談、医療講演会や患者・家族交流会の開催など、必要な情報の提供や支援を行います。	引き続き、熊本県難病相談・支援センターや患者会などの当事者団体等と連携し、Webを活用した関係者への研修や相談会、講演会等の実施を継続して行っていく。また、訪問相談事業も実施する。	熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会を2回、訪問相談員育成事業研修会を1回実施し（ハイブリッド開催）、当課において医療講演会・相談会を1回実施した（会場のみ）。その他、市政だよりによる広報や患者会のパネル展示など、様々な機会において啓発活動を行った。また、訪問相談事業を1回実施した。	A	講演会、研修会等については、Web活用等により、患者の病状に応じた参加方法がとれるよう進めていく。また、訪問相談事業も実施していく。	難病相談支援センター事業	医療政策課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援							
施策の方向性		(2)	障がい特性に応じた相談・支援体制の充実							
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
④	障がいのある高齢者に対する支援		障がいのある高齢者が必要な支援を切れ目なく受けられるよう、障がい者相談支援センターと地域包括支援センター（通称 高齢者支援センターささえりあ）※等の関係機関との連携に努めます。また、新たに設けられた共生型サービス※の導入により、介護保険サービスの円滑な利用について検討します。	R 5 年度	連携をより強化するため、障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの合同研修会を開催し、連携した支援の事例を共有するほか、「お互いのことが分かる関係づくり」に取り組む。	連携をより強化するため、障がい者相談支援センターと地域包括支援センターの職員を対象とした合同研修会を開催するなど、「お互いの顔の見える関係づくり」に取り組んだ。	A	引き続き、障がい者相談支援センターと地域包括支援センターの連携強化に努める。	—	高齢福祉課
⑤	家族に対する支援		乳幼児期から成人期、親なき後まで、家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、相談支援を充実させるとともに、家族の負担を軽減するための支援の充実を図ります。	R 5 年度	引き続き、家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、相談対応や関係機関と連携した支援に取り組む。	こどもやその家族からの相談について、電話相談 5,333件、来所相談3,788件、園・学校等への訪問12件対応した。また、家族からの相談に迅速に対応するため、来所相談の新規枠拡大や保護者の来所面談枠を開設した。	A	相談は増加傾向であるため、関係機関との連携により早期支援が行えるよう相談支援体制の整備を行う。また、保護者からの相談に対して、迅速かつきめ細かで寄り添った対応を行っていく。	こども発達支援センター運営経費	こども発達支援センター
					引き続き、家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、相談対応に取り組む。	家族・親族からの相談について、以下のとおり対応を行った。 電話相談件数（延）8,341件中730件 来所相談（延）393件中110件 訪問相談（延）30件中1件、合計841件	A	今後も相談対応を行っていく。	精神保健相談支援事業経費	こころの健康センター
⑥	家族会・当事者会の活動支援		障がいのある人やその家族が当事者の視点に立った相談支援を行うことで、より当事者の課題を解決できるよう各家族会・当事者会と連携し、その活動の支援を図ります。	R 5 年度	引き続き、熊本県肢体不自由児協会等の障がい者団体に対し、運営費の一部助成を行う。団体が企画した事業（聴覚障がい者に対する情報文化事業等）が円滑に実施できるよう事業費の一部補助を行う。	計 7 団体へ補助金の交付を行った。補助金の交付対象となる運営費や事業費の実績報告書にて、活動内容や参加者数等の確認を行った。	A	今後も充実した活動が継続できるよう必要な支援を行う。	障がい福祉団体助成	障がい福祉課
					引き続き、精神保健家族教室（年12回）を開催する。また、サービスを必要としている市民が新たに家族教室に参加できるよう、周知を図っていく。	精神保健家族教室は毎月開催。偶数月は市職員も参加し、家族会との連携を図ることができ、その場で家族相談を受け付けることもできた。家族相談では社会資源や制度などの情報提供を行うことができた。	A	引き続き家族教室での家族相談や、電話・面接等にて家族相談を継続して行っていく。	精神保健対策経費	こころの健康センター

基本目標		2	質の高い地域生活の実現					
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援					
施策の方向性		(2)	障がい特性に応じた相談・支援体制の充実					
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
⑦ 関係機関・団体との連携による支援体制の充実	支援機関や関係機関・団体、有識者などで構成する各種協議会を設置し、本市の現状や、各機関における課題や情報を共有したうえで、本市の支援の方向性等を協議し、障がいのある人の支援体制の充実に努めます。	R 5 年度	障がい者自立支援協議会や各部会、障害者施策推進協議会などで、地域の現状や地域課題について協議・共有し、関係機関や当事者団体の連携強化に努める。	障がい者自立支援協議会や障害者施策推進協議会を開催するとともに、4つの部会において年間を通じて意見交換を行った。各協議会で、関係機関の支援体制や地域の現状、地域課題について共有した。	A	引き続き、各協議会を開催することで関係機関との連携を図り、支援体制の拡充に努める。	①相談支援事業経費 ②地方障害者施策推進協議会経費	障がい福祉課
⑧ 身体障がい者及び知的障がい者相談員	障がいのある人の生活全般や福祉サービス利用などについての相談支援を行います。	R 5 年度	身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を選任し、地域における身近な相談窓口体制の確立を目指す。相談員に対して、相談状況に関する対応状況を調査し、必要に応じて情報提供ができるよう務める。	相談員に対して、相談の状況調査を実施。寄せられた相談に対する対応状況の確認や、相談員への意見聴取を行い、相談窓口の現状把握を行った。また報告書にてより詳細に活動状況を記録してもらい、活動内容の確認を行った。 相談件数：知的（279件）、身体（15件）	A	今後も事業を継続し、地域における身近な相談窓口体制を維持する。	障がい者相談員設置経費	障がい福祉課
⑨ 民生委員・児童委員	地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう、研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。	R 5 年度	引き続き、会長研修会、大学講座、全体研修会、新任者研修会、主任児童委員研修会など、様々な機会を通し、さらなるICTの活用を推進しながら、民生委員の資質の向上を目指す。	動画視聴研修と集合研修を組み合わせたハイブリッド研修として、市民児協にて熊本市民生委員・児童委員大学講座を開催するなど、仕事をしている方でも研修に参加しやすい環境を作るためにICTを活用した研修を行った。	B	引き続き動画視聴研修と集合研修を組み合わせたハイブリッド研修のほか、ZOOMを活用した研修など参加しやすい環境をつくり、民生委員・児童委員の資質向上を目指す。	民生委員活動等経費	健康福祉政策課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援						
施策の方向性		(3)	生活を支援する障害福祉サービス等の充実						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
① 障害福祉サービス等の円滑な提供	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等や地域生活支援事業の提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられた自立生活援助や就労定着支援等のサービスについて、円滑な提供に努めます。併せて、本市が特に推進する障害福祉サービスを実施する事業者に対する施設整備の補助についても、熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画に基づいて、計画的に進めるとともに、その施設の選定にあたっては、多核連携都市の実現のため、熊本市立地適正化計画についても考慮するものとします。 また、ごみ出しが困難な世帯を対象に玄関先までごみ収集に伺う「ふれあい収集」などの実施により、障がいのある人の日常生活を支援します。	R5年度	障がい福祉計画・障がい児福祉計画や当事者等のニーズに基づいて、計画的に施設整備を進める。	障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき対象施設の選定を行い、施設整備を行う法人に対し、補助金の交付を行った。	A	引き続き、障がい福祉計画・障がい児福祉計画や当事者のニーズに基づき、施設整備対象施設を選定し、計画的に施設整備を進める。	障害者社会福祉施設整備費助成	障がい福祉課	
			引き続き、利用者のニーズ等を踏まえた事業所数の確保を行い、利用者の選択の幅の確保に努める。	障がい者福祉計画・障害児福祉計画に基づく指定件数に加え、利用者のニーズに沿ったサービスの指定を行った。 また、H30年度法改正時に追加された就労定着支援の利用も徐々に増加している。	A	障害者（児）の支給決定者数等の把握を行い、利用者のニーズに沿った事業所数の確保に努める。	－	障がい福祉課	
			引き続き、家庭から排出される廃棄物を収集場所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、廃棄物の処分の支援を図る。	収集場所までごみ出しが困難な世帯に対し、必要な支援を実施することができた。 また、案内チラシを活用し、関係部署を通じて広く周知することができた。 実施内訳（R4→R5） 身体対象者:161件→175件（14件増） 精神対象者:6件→7件（1件増） 療育対象者:0件→2件（2件増）	A	令和6年度も案内チラシ等を通じて、サービスが必要な方へ情報が届くよう周知に取り組む。	－	廃棄物計画課	
② 障害福祉サービス事業所の質の向上	障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審及び評価結果の公表を促進するとともに、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて必要なサービス事業所を選択できるように努めます。 また、障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの質の向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。	R5年度	引き続き、情報公表制度について正確な情報を素早く発信できるよう努め、苦情解決体制の充実については、障害者（児）の理解促進を事業者に対し行うとともに、サービスの質の向上を図る。	情報公表制度については、専任の職員を配置し登録後の情報管理や更新作業の勧奨に努めることができたため、正確な情報の発信に繋がった。 また、本市へ寄せられた事業所に対する苦情も事業者と共有を図ることで、サービスの質の向上に繋げることができた。	A	情報公表制度について正確な情報を素早く発信できるよう努め、苦情解決体制の充実については、障害者（児）の理解促進を行うとともに、サービスの質の向上を図る。	－	障がい福祉課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現					
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援					
施策の方向性		(4)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築					
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
① 地域生活への移行支援	精神障がいのある人が住み慣れた地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、相談支援体制や障害福祉サービス等の提供基盤を充実させます。	R5年度	障がい者相談支援センターや地域活動支援センターにて、地域住民へ出前講座を行うなど障がいの理解啓発活動を行うとともに、地域の相談支援体制や障害福祉サービス等の提供基盤を充実させる。	障がい者相談支援センターに地域支援員を配置するなど、地域の相談支援体制を充実させ、地域で安心して暮らすことが地域住民への障がいの理解啓発活動を行った。	A	関係機関と連携し、精神障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを進めるため、さらに地域住民への障がいの理解啓発活動を行う。	相談支援事業経費	障がい福祉課
			引き続き、共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図り、R5年度は新たに13事業所を指定した。また、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を図った。	A	共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	共同生活援助	障がい福祉課
			引き続き、地域移行支援（個別給付）の制度の啓発および、制度利用による退院支援を図っていく。 精神科病院と相談支援事業所の連携促進の機会を作っていく。 毎月コアメンバー会議を開催し、その会議内容を区部会や全体部会等に反映させることで、地域移行支援の取組みの把握及び課題の共有を行っていく。	コアメンバー会議は毎月開催し、区部会や全体会に反映させることで、課題共有や取組をスムーズに図ることができた。病院や相談支援事業所に対しても全体会を通じて啓発や連携の機会を持つことができた。	A	地域移行支援制度の利用について課題や問題点を洗い出し、利用促進を目指す。	精神障害者地域生活移行支援事業	こころの健康センター
② 地域移行支援・地域定着支援	入所施設や病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。	R5年度	入所施設や病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を図る。そのために必要な支給決定処理を遅滞なく迅速に行うよう努める。	精神障害者地域生活移行支援事業所と連携し、課題の共有を図った。	A	地域移行支援の支給決定まで利用者の意欲が低下しないよう迅速な支給決定を行う必要がある。	地域相談支援事業	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援						
施策の方向性		(4)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築						
具体的な取り組み			取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
③	保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置	R5年度	精神障がいのある人にも対応可能な地域包括ケアシステムを構築するための検討会を実施する。協議の場の活用に関する国の会議へ参加する。新たな協議の場の進捗確認を行う。	アドバイザーを配置しており毎月会議を開催し方針のすり合わせを行い、地域移行支援部会全体部会内で進捗確認、各部会報告、研修等を実施。リモート会議も積極的に活用し開催。	A	地域移行支援部会全体部会、熊本市地域精神保健福祉連絡協議会等を活用し精神障がいのある人にも対応可能な地域包括ケアシステムについて協議を行う。	精神障害者地域生活移行支援事業	こころの健康センター	
④	ピアサポーターの活動支援	R5年度	引き続き、相談対応・普及啓発に取り組む。	ピアサポート講演会は39人が参加した。また、ピアサポート講座は、延べ12人が参加した。	A	今後も普及啓発事業を実施する。	社会復帰支援事業経費	こころの健康センター	
⑤	当事者交流・活動の支援	R5年度	引き続き、ピアサポーターグループの育成、活動支援を行う。対面もしくは電話等にて家族相談を受け付け、対応していく。	新型コロナウイルス感染症予防により、病院からの依頼は無かった。地域移行支援部会全体部会の中で普及啓発活動を実施した。月1回の連絡会はピアサポーターのモチベーション維持の意味合いも含め実施した。	A	今後は新型コロナウイルスの影響も少なくなると予想されるため、ピアサポーター活動の場につながるよう普及啓発活動を行っていく。	精神障害者地域生活移行支援事業	こころの健康センター	
⑥	家族に対する支援	R5年度	引き続き家族会と連携した相談支援を行う。面接・訪問等による家族相談への対応を行い、必要に応じて家族会と連携していく。	精神保健家族教室を毎月開催。偶数月は市職員も参加し、家族会との連携を図るとともに、その場で家族相談を受け付けることができた。家族相談では社会資源や制度などの情報提供を行った。	A	引き続き家族教室での家族相談や、電話・面接等にて家族相談を継続して行っていく。	-	こころの健康センター	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現					
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援					
施策の方向性		(5)	福祉に携わる人材の育成					
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
① 社会参加等を支援する人材の育成	障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員や点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を行います。	R5年度	視覚や聴覚に障がいのある方等の意思疎通支援を行う手話通訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を行う。	視覚や聴覚に障がいのある方等の意思疎通支援を行う手話通訳奉仕員（修了者53名）、手話通訳者（修了者19名）、要約筆記者（修了者11名）、盲ろう者通訳・介助員（修了者4名）、点訳・朗読（音訳）奉仕員（修了者点訳5名、朗読（音訳）6名）の養成を行った。	A	引き続き、視覚や聴覚に障がいのある方等の意思疎通支援を行う手話通訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を継続する。	①手話通訳奉仕員養成事業 ②手話通訳者養成事業 ③要約筆記者養成事業 ④盲ろう者通訳・介助員養成事業 ⑤点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業	障がい福祉課
② 福祉に携わる職員の資質の向上	障害福祉サービス事業者等を対象に、障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の啓発や、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。 また、難病患者等の多様なニーズに対応するため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を行います。	R5年度	令和2年度から実施できない状況が続いていることから、今後の事業実施について、県との協議も含め検討していく。	難病患者等ホームヘルパー養成研修について、県と共同で開催していたが、令和2年度から実施できない状況が続いており、令和4年度からは県は当該研修会の開催はしない方針となった。	C	令和2年度から実施できない状況が続いていることから、今後の事業実施について、県との協議も含め検討していく。	—	医療政策課
			引き続き、他課の主催する研修会の企画運営に協力する。また、各区支援者ネットワークで企画する研修会の中で、関係機関の連携による支援の実践を共有する場を設ける。	他課が主催する障害児通所支援事業所等を対象とする研修会の運営に協力した。また、各区発達支援者ネットワークで企画する研修会の中で、福祉関係施設や園・学校等による意見交換の場を設けた。	A	研修会の周知を積極的に行い、事業者等の参加を呼び掛ける。	地域療育関連経費	こども発達支援センター
③ 福祉に携わる職員の処遇改善等	障害福祉サービス事業所等の職員が安心して働きつづけられるよう、実地指導や集団指導を通じて、事業者等に対して職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組を促します。	R5年度	引き続き職場環境等が整っている対象事業所に対し、福祉・介護職員処遇改善加算の算定を適切に行い、取得促進を図る。	取得希望の事業所からの加算の区分や計画書の記載方法に関する問い合わせについて対応し、取得を促進した。	A	引き続き事業所からの処遇改善に関する問い合わせに対応するとともに、職員の勤務時間が多くなっている事業所に対して指摘・確認を行っていく。	—	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援						
施策の方向性		(5)	福祉に携わる人材の育成						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
④ 介護分野の人材不足への対応	訪問介護分野の人材不足は喫緊の課題であるため、介護職員実務者研修を通じて人材の育成と確保を行います。また、関係機関と連携し、説明会やイベント、就職面談会等を開催することで魅力ややりがいを発信します。	R5年度	介護予防・日常生活支援総合事業の生活援助型訪問サービスに従事する新たな担い手の育成のための養成研修を、研修のノウハウを有する事業者へ委託して実施する。	各回定員20人×5回（定員100人）にて養成研修を実施。参加者67人中、研修修了者64人。 そのうち9人がヘルパー、7人がその他の介護職として就労した。	A	受講率64%であるため、広報を強化する必要がある。 また、就労率が16%程度であるため、受講後の就労支援についてを上げるため、検討する必要がある。	①（特）基準緩和型訪問サービス研修経費 ②介護職員実務者研修業務委託 ③熊本市地域再犯防止推進モデル事業に係る介護初任者研修	介護保険課	
			介護職員初任者研修講座を受講料無料で開講し、人材の育成と確保を促進する。	定員20名に対し、5名が参加申し込み、うち3名が受講を終了している。 なお、受講修了者のうち2名が介護系の職種に就職した。	A	求職者に対しては、介護関連事業所を含めた求人企業との出会いの場として、年間5回の合同就職説明会を開催する。 県内外の大学生等に対しては、地場の介護関連事業所の魅力を知ってもらう機会として、地場企業インターンシップを開催する。 小中学生に対しては、介護の仕事の魅力を知ってもらい、将来的な人材確保を目的として「しごと学びWebライブ」を開催する。	①介護職員初任者研修業務委託	雇用対策課	

基本目標			2	質の高い地域生活の実現					
分野別施策			1	利用者本位の地域生活支援					
施策の方向性			(6)	情報提供の充実					
具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
①	ふくしのしおり	障がい福祉の制度内容や相談窓口を分かりやすく説明したふくしのしおりを配布して、事業・制度の周知を図ります。	R5年度	新年度の情報を反映したふくしのしおりの作成に取り組む。随時掲載したい事項がないか、関係機関からの相談を受けるとともに、わかりやすい説明を心掛ける。	ふくしのしおりの内容の更新作業を行い、関係機関等に配布を行うとともに、市ホームページを更新することができた。	A	引き続き、新年度の情報を更新し、わかりやすい説明を心掛けた「ふくしのしおり」の作成に取り組む。関係機関への配布や案内チラシの作成を行う。	障がい福祉一般管理経費	障がい福祉課
②	市ホームページ等における情報の充実	障がい福祉に関する各種サービスや相談窓口紹介をはじめ、施設や事業者の情報等を市ホームページ等で提供します。情報提供にあたっては、SNS等の新たな情報提供手段への対応も進めていきます。	R5年度	各種手続きやイベント情報について、随時市ホームページへ掲載し周知を行う。また、市LINE等のSNSを活用した情報提供も積極的に行っていく。	障がい者に関する各種手続きや障害福祉サービス事業所等の更新について、市ホームページに掲載するとともに、障がいへの理解促進、相談支援、就労支援、理解啓発イベント等に関する情報を様々な情報媒体を用いて発信した。また、精神障がいに関する相談窓口の情報や指定自立支援医療機関の情報等について、随時市ホームページへ掲載し、周知した。	A	市ホームページ等を活用した最新の情報及びわかりやすい情報の提供を行っていく。	—	障がい福祉課 こころの健康センター

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		1	利用者本位の地域生活支援						
施策の方向性		(7)	移動しやすい環境の整備						
具体的な取り組み			取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
①	公共交通機関等による外出の支援	R 5 年度	引き続き、障がい者の社会参加促進のため、市内を運行する路線バス・電車（ＪＲを除く）・市電を1割負担で利用できるおでかけＩＣカードを交付する。 移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付する。	市内を運行する路線バス・電車（ＪＲを除く）・市電を1割負担で利用できるおでかけＩＣカードを交付した。 移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付した。	A	引き続き助成を実施する。	①熊本市優待証交付事業 ②熊本市障がい者福祉タクシー事業	障がい福祉課	
②	自家用車による外出の支援	R 5 年度	引き続き、障がい者の社会参加促進のため、1人で外出できない重度障がい者で、おでかけICカード及び障がい者福祉タクシー利用券を利用できない療育手帳A1～A2所持者（所得税非課税）に燃料費を助成する。	1人で外出できない重度障がい者で、おでかけICカード及び障がい者福祉タクシー利用券を利用できない療育手帳A1～A2所持者（所得税非課税）に燃料券を交付した。	A	引き続き助成を実施する。	熊本市障がい者燃料費助成事業	障がい福祉課	
			障がい者の運転免許取得費や身体障がい者が自ら所有し、運転する自動車の改造費の一部を助成する。申請書等の様式や申請方法を見直し、利便性の向上を図る。	以下の助成について適正に実施した。 （助成実績件数） 運転免許取得費：44件 自動車改造費：15件	A	引き続き助成を実施する。	①障害者運転免許取得費助成 ②身障者自動車改造費助成	障がい福祉課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		2	障がい児支援の充実							
施策の方向性		(1)	ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実							
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
①	障がい児保育の充実		地域の保育所等において、障がいのある子どもの受入れを促進します。受入れにあたっては、専門機関が有する障がい児処遇の知識・技術を、保育所等において活用できるよう、医療・福祉関係機関との連携を図るとともに、保育所等への訪問指導や研修等の実施による職員のスキルアップを図ります。	R5年度	保育所等における障がい児保育の理解を深め、保育の質の向上を図る研修を継続して行う。医療的ケア児の子どもが安全に保育所等の利用できるため、ガイドラインに沿った体制や連携づくりに取り組む。	障がい児保育の知識スキル向上を目的とした研修を、オンラインで2回行い306名の参加があった。医療的ケア児を受け入れている、また、今後受け入れを検討している公立及び私立の保育施設を対象に医療的ケアの理解と知識スキル向上を目指した研修を行い、25施設の参加があった。	A	障がい児保育に関する研修の実施と、園内の体制と連携作りに取り組んでいく。医療的ケア児受け入れに関しては、ガイドラインに沿って遂行しながら、課題の抽出を行い受皿拡大に向けた検討を行っていく。また、保育所等訪問支援等の活用により、医療・福祉関係機関との連携を図っていく。	①公立児童発達支援事業 ②私立保育所障がい児保育助成 ※公立保育所は加配で対応。	保育幼稚園課
②	就学・進学における支援		就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行っていくため、医療・保育・福祉の関係機関が連携して保護者、子ども及び教育関係者の相談に応じます。また、教育相談室とこども発達支援センター等が連携して、発達や就学に関する相談を実施します。さらに特別な支援が必要な子どもや希望するすべての保護者を対象に、就学説明会を各区で実施し、情報提供の充実を図ります。支援を要する子どもに必要な支援内容や方法については、移行支援シートを活用して就学先や進学先に引き継ぐことにより、新たなライフステージへのスムーズな移行を目指します。	R5年度	特別支援委教育室、教育相談室、こども発達支援センターの連携会議を継続し、スムーズに支援につなぐための方法を検討する。また、関係各課による連携会議において、相談支援ファイル作成と活用について検討する。	特別支援教育室、教育相談室、こども発達支援センターとの連携会議を行い、こども及び保護者の相談がスムーズにつながるよう情報共有を行った。	A	相談が増加傾向であるため、各部署の状況を把握しながら相談をつなげる。	こども発達支援センター運営経費	こども発達支援センター
					全市の保護者等を対象とした就学に向けての説明会を、令和5年6月と令和6年1月に開催し、丁寧な情報提供を行う。資料についてはホームページに掲載するとともに、関係機関に対して配付して相談しやすい環境づくりを進める。支援を要する子どもに必要な支援内容や方法については保護者と協力し「移行支援シート」等の活用により、新たなライフステージへのスムーズな移行を目指す。	就学についての説明会を予定通り実施した。説明会には391人（春季64人 冬季327人）の参加があり、就学についての説明を行った。資料については、ホームページに掲載し、多くの市民が、就学についての情報を得ることができるよう取り組んだ。	A	就学についての説明会については、座席数を拡大して上で、これまで通り計画していく。また、説明会に参加できなかった市民も内容を理解できる資料をホームページに掲載していく。	—	総合支援課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		2	障がい児支援の充実						
施策の方向性		(1)	ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
③ 成人期への移行支援	学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図ります。 また、ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行います。	R5年度	学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図る。また、ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行う。	学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図った。また、支援学校や一般高校の生徒に対する卒業後の支援が、学校から熊本市障がい者就労・生活支援センターにスムーズに移行し地域で定着できるよう、卒業前から連携を図った。	A	引き続き、関係機関で連携を図り、成人期への移行支援を充実させる。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課	
			引き続き、ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、主に学校卒業後の就労に向けた支援を行う。	就労パスポートの作成支援等、関係機関と連携し本人の特性に配慮した就労に向けた支援を行った。	A	今後も同様に就労パスポート等の作成支援や本人の特性に配慮した就労支援を行う。	発達障がい者支援センター運営事業経費	こども発達支援センター	
④ 家族に対する支援	保護者が子どもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、保護者支援を行います。 子育ての難しさを感じる保護者が、子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたペアレントプログラムや、保護者が子どもの障がい特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを実施します。 また、家族の介護負担の軽減を図るため、短期入所、日中一時支援事業、放課後児童クラブ（児童育成クラブ）など家族に対する支援の充実に努めます。	R5年度	引き続き、短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図っていく。	短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、R5年度は短期入所を5事業所、日中一時支援を3事業所指定し、サービスの拡充を図った。	A	今後も短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図る。	介護給付費等支給決定事務	障がい福祉課	
			所内でプログラムを継続するとともに、地域の事業所等でプログラムが開催できるよう、外部支援者の見学を受け入れる。	ペアレントプログラム及びペアレントトレーニングを所内で実施し、各グループのフォローアップを行った。また、児童発達支援センター等の外部事業所職員の見学参加の受け入れや、子育て支援センターにおけるプログラム実施への協力、外部事業所の利用者を対象とした講話を行った。	A	所内で各プログラムの定員を増やして実施しながら、地域の事業所等でプログラムが実施できるような普及を図る。	ペアレントトレーニング事業	こども発達支援センター	
			引き続き、熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づく加配支援員を配置し、関係機関との連携やマニュアルの活用、巡回指導員による指導及び障がい児等配慮を要する児童に関する研修会を実施していく。	配慮を要する児童に対する支援員の加配は、配置基準は満たしているものの、手厚い見守りまでは実施できていない。支援員の資質向上については、巡回指導員が各クラブを巡回し、児童の特性に合った見守りの指導やミーティング、全体への研修会を実施することができた。	B	人員や施設の確保を進めながら、今後も研修等を通じて支援員の資質向上に努めていく。また、必要に応じて保護者との面談を行い、関係機関と連携を図りながら、児童にとってよりよい環境の場の提供を進めていく。	熊本市放課後児童健全育成事業	放課後児童育成課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		2	障がい児支援の充実						
施策の方向性		(2)	療育・相談支援体制の充実						
具体的な取り組み		プラン本文	取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
①	早期療育の充実	乳幼児健康診査等を通じて、障がいや発達に遅れがある子どもを早期に発見し、適切な療育や指導を行います。 また、市立幼稚園では、集団生活の中で困りごとがあったり、就学に向けて学校生活や学習面に不安を持つ子どもを対象に通級指導教室（あゆみの教室、ことばの教室）を設置し、保護者や関係機関等と連携をとりながら指導及び相談・助言を行います。	R 5 年度	引き続き、乳幼児健康診査等を通じて、障がいや発達に遅れがある子どもを早期に発見し、適切な療育や指導を行う。また、各区の心理相談と連携するための情報交換を行う。	療育の利用や園への加配のための意見書を発行した。 また、各区の新任保健師を対象とした発達支援に関する研修を行った。	A	今後も、各区の健診や心理相談の現状を把握しながら、よりよい連携の方法を検討する。	・こども発達支援センター運営経費 ・子育てスマイルサポート事業	こども発達支援センター 障がい福祉課
				引き続き、学校生活への適応や言語面で不安を持っている子どもを対象に、通級指導教室（あゆみの教室、ことばの教室）にて通級による指導を実施する。また、様々な子どもの実態に応じて相談・助言を行い、スムーズな入学へつなげる。	一人ひとりのことばや行動及び情緒面等の特性に応じた指導や支援を行ったことで、課題の改善や、園等での生活における不安の解消につながった。そのほか、多様化する教育的ニーズに対応し、スムーズな入学へつなげていく。	A	ことばや情緒面の特性がある幼児がスムーズな入学へつながらうに、担当者の教育相談等の専門性を高めていく。	①幼稚園障がい児教育経費（政策） ②幼稚園障がい児教育経費（経常）	総合支援課
②	地域療育体制の整備	地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように、障害児等療育支援事業を活用し、家庭や施設における在宅支援を充実していきます。さらに、子ども発達支援センターとの連携により、支援のための関係機関のネットワーク化を推進します。また、障がいのある子どもに対する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、療育に関係する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。	R 5 年度	新型コロナウイルス感染症の状況に配慮しながら、障害児等が身近な地域で療育を受けられるよう障害児等療育支援事業を実施し、在宅の障がい児(者)・保護者へ療育支援を行う。	3施設で障害児等療育支援事業を実施し、地域の障害児や保護者からの相談に対応した。 【年間実施件数】 訪問療育等指導事業：5件 外来療育等指導事業：464件	A	令和6年度から、3施設を6施設に拡充し、障害児等が身近な地域で療育を受けられる体制の充実を図る。	障害児等療育支援事業	障がい福祉課
				引き続き、各地域の関係機関のネットワーク化を図るための事業を検討する（研修会、意見交換会等）。	各地域の関係機関及び支援者と共同で研修会等を開催した。	A	今後も、各地域のニーズに合わせた研修会や巡回相談、座談会等を企画、実施する。	地域療育関連経費	こども発達支援センター

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		2	障がい児支援の充実						
施策の方向性		(2)	療育・相談支援体制の充実						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
③ 障がい児支援に関するサービスの充実	障がいのある子どもが早い段階から必要な療育が受けられるよう、日常生活における基本的な動作の指導及びコミュニケーションや社会性の発達を促す児童発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う放課後等デイサービス、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援を適切に提供します。また、重度の障がい等の状態にあり障害児通所支援を利用することが難しい障がい児に対しては、居宅訪問型児童発達支援により発達支援を行います。サービス提供にあたっては、国が策定したガイドラインの活用を推進するなど、各事業所の質の確保及び向上に努めます。	R5年度	引き続き、区ごとの必要量を見込み、地域福祉計画に掲載するとともに地域偏在が無いよう指定していく。 指定に当たっては、重心児や、医療的ケア児の受け入れについての対応も求めていく。 教育委員会とも連携し、学校・事業所に理解促進を図るとともに、事業所に対して研修の機会を設ける。	【年間指定数】 児童発達支援 12件（うち重心型6件） 放デイ 18件（うち重心型5件） 保育所等訪問支援 12件 福祉計画をもとに指定を行った。校長会や教育委員会主催の研修会など、あらゆる機会に学校向けに障害児通所支援事業について周知・説明を行った。	A	引き続き、福祉計画をもとに指定を行っていくとともに、事業所への実地指導を通してサービスの質の向上を図る。	介護給付費等支給決定事務	障がい福祉課	
④ 障がい児支援に携わる職員の質の向上	保育所・幼稚園関係者、教職員、保健師、障害福祉サービス事業者等を対象に、発達支援についての正しい知識と具体的な支援方法についての研修を行い、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、資質の向上を図ります。	R5年度	引き続き、各分野の支援者を対象とした研修を行い、支援の質の向上と連携の推進を図る。	保育所・幼稚園関係者に対する研修を開催し、講話や園訪問によるケース検討を通して、情報共有や支援方法の検討を行った。 また、各地区の支援機関が連携して研修会を企画し、保育所・幼稚園関係者、教職員、障害福祉サービス事業者が意見交換する場を設けた。	A	引き続き、保育・養育、福祉関係支援機関の各々のニーズを把握しながら研修を企画する。	・地域療育関連経費 ・ペアレントトレーニング事業	こども発達支援センター 障がい福祉課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		2	障がい児支援の充実						
施策の方向性		(2)	療育・相談支援体制の充実						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
⑤ 児童相談所による相談支援	18歳未満の養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談など子どもに関する様々な相談支援を行います。また、子どもの福祉の増進のため、増加・複雑化傾向の児童虐待相談などに対して専門的・効果的な援助を行えるよう支援体制の充実を図ります。	R5年度	子どもの福祉の増進のため、子どもに関する様々な相談支援を行うこと、専門的な援助を行うことを目的として、以下の2点に努める。 ①知的障害児施設等の障害児施設において、障がいのある児童に対する保護・訓練等を行う。障害児施設措置費等の支弁と障害児施設給付費の支給を適切及び遅滞なく行う。 ②利用者負担の軽減のため障害児施設利用負担額の一部を助成する。	①知的障害児施設等の障害児施設において、障がいのある児童に対する保護・訓練等を実施し、それに伴う障害児施設措置費等の支弁と障害児施設給付費の支給を行った。 ②利用者負担の軽減のため障害児施設利用負担額の一部助成を行った。	A	①②ともに引き続き相談・支援を充実させ、障害児福祉の向上に努める。	①障害児施設措置・給付経費 ②障害児施設利用負担助成事業	児童相談所	
⑥ こども発達支援センターによる相談支援	障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行います。	R5年度	引き続き、障がい又はその疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行う。 また、園や学校訪問によるケース検討の中で、子どもや環境に応じた支援・助言を行う。	障がい又はその疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行った。 また、園や学校訪問によるケース検討の中で、個々の状況に応じた専門的な支援・助言を行った。	A	今後も引き続き、家族からの相談に対して迅速に個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	こども発達支援センター運営経費	こども発達支援センター	
⑦ 児童発達支援センターの機能充実	主に未就学の障がいのある子どもに対する身近な療育の場として、機能訓練や療育指導などを行うとともに、保護者に対して支援を行います。また、子ども発達支援センターと連携し、地域の児童発達支援事業所等へ後方支援することにより、療育機能の質の向上を図ります。	R5年度	引き続き南区・東区において機能強化事業を実施し、障がい児通所支援事業所の質の標準化を図るとともに、地域の子どもたち、その保護者が安心して暮らせるよう取り組んでいく。	新たに北区においても機能強化員を配置し、南区、東区、北区の3区において、障がい児通所支援事業所（96事業所）を巡回訪問し、活動状況を把握・評価を行い、また、状況に応じて、支援方法の相談、助言を行った。 各区の事業所のスキルアップとネットワークの構築のため、研修会やネットワークを開催した。	A	南区・東区・北区において機能強化事業を続けるとともに、市内の他の児童発達支援センター（中央区）と連携し、児童の発達支援に係る事業全体のベースアップを図る。	児童発達支援センター機能強化事業	障がい福祉課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		2	障がい児支援の充実						
施策の方向性		(3)	学校教育の充実						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
① 教職員の専門性の向上	障がいのある児童生徒に対して、学校全体で共通理解のもと適切な教育が展開できるよう、特別支援教育コーディネーター※研修をはじめ、全教職員に対する研修の充実を図ります。また、特別支援学級及び通級指導教室担当教員を対象に、社会の変化に対応した専門的な指導法の研修等を実施し、子どもの状況に応じてきめ細かな指導ができるよう指導力と資質の向上を図ります。	R5年度	インクルーシブ教育の実現をめざして、学校全体で共通理解を図り、適切な支援につなげられるよう、学校、園内校内支援体制の充実を目指した件数を実施する。 特別支援教育の専門性をより高められるよう、スキルアップ派遣研修を実施する。	特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、関係機関との連携も含めた、校内支援体制充実についてのコーディネーターの役割について再確認し、共有した。 県内外の特別支援学校、小中学校等において指導の実際に触れ、学ぶためのスキルアップ派遣研修を実施し、実践報告を共有した。	A	各関係機関と連携しながら通常の学級職員を含めた全教職員に対し、特別支援教育の充実についての研修を行う。 スキルアップ派遣研修で県内外の学校での研修はもちろん検査方法の取得等のより専門的な研修の受講ができるよう整備する必要がある。	①笑顔いきいき特別支援教育推進事業 ②特別支援教育担当者スキルアップ派遣事業	総合支援課	
② 就学支援委員会	就学支援委員会において、保護者の意見を踏まえながら、発達障がいを含め、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、就学のための審議を行います。	R5年度	審議件数の増加が予想されることから、就学支援委員会において、慎重かつ効率的に審議を行う環境を整備する。また、審議や結果通知のあり方について、継続して検討を行い、教育的ニーズに応じた適切な学びの場の選択が適切に行われ、審議における委員からの助言が指導や支援に生かされるように工夫する。	令和5年度は、1,442件（対前年度比57件増(4.1%増)）の審議を行った。 審議件数の増加傾向が続くことから、審議会の運営方法の見直しを図り、審議の効率化を図ったが、依然として審議に長時間を要する状況が続いた。	A	必要な情報を落とすことなく、子どもの学びの場について慎重に判断ができることを担保した上で、引き続き審議の効率化を図っていく。	—	総合支援課	
③ 校内支援体制の充実	・相互理解の推進 障がいのある子どもとない子どもが共に学びあい相互に理解を深めるため、交流及び共同学習を進めるとともに、通常の学級においても、特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進します。 ・校内委員会等の設置 各学校内において、保護者の相談窓口や関係機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、具体的支援の計画・検討などを行う校内委員会を設置します。さらに、児童生徒の安全確保や学習環境の改善を図るため教員を補助する学級支援員や医療的ケアを行う看護師を適切に配置します。	R5年度	特別支援教育の視点を明確に分かりやすく示すことで、より充実した授業づくりの推進につなげる。また、多様化する教育的ニーズを受け止め、学校規模や各学校及び児童生徒の状況など把握し、総合的な観点で学級支援員をより適切に配置する。	授業づくり支援訪問やステップアップサポーターの派遣により、全ての教員の特別支援教育の視点を生かした授業づくりへの推進が図られた。 各学校で特別支援教育コーディネーターが中心となり通常の学級において特別支援教育の視点を生かした授業づくりの重要性を確認した。 各学校・園の特別な支援を要する幼児児童生徒調査を行い、状況を把握し、学級支援員や医療的ケアを行う看護師を適切に配置した。	A	通常の学級における特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進を図る。 学級支援員を学校規模等の総合的な視点で配置する。	①笑顔いきいき特別支援教育推進事業 ②学級支援員派遣経費	総合支援課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		2	障がい児支援の充実							
施策の方向性		(3)	学校教育の充実							
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
④	施設等環境整備		障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、校舎等の施設・設備の整備充実に努めます。	R 5 年度	障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、スロープやバリアフリートイレといった、校舎等の施設・設備の整備充実に引き続き努めます。	障がいのある児童生徒の学習環境向上のため、特別支援学級設置工事並びにスロープ及びバリアフリートイレ等のバリアフリー整備工事を行った。 ・特別支援学級教室等改修 24件 ・バリアフリートイレ設置 4件 ・校舎エレベーター整備 2件	A	障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、校舎等の施設・設備の整備充実に努めます。	・施設整備経費 ・義務教育施設整備経費 ・特別支援教育改修経費 ・特別支援学校建設事業（小中学部）	総合支援課
⑤	進路指導の充実		一人ひとりの児童生徒の進路希望を踏まえ、特性に応じた進路を保障するため、教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援に取り組むなど、進路指導のより一層の充実を図ります。	R 5 年度	校内委員会を強化し、各種関係機関との連携のもと「個別的教育支援計画」を活用しながら社会的自立に向けた進路指導を適切に実施する。	特別支援教育コーディネーター研修において「どの子も安心して学べる校・園内支援体制の充実」というテーマで研修を行い、個別的教育支援計画を活用し、一人ひとりのこどもの社会的自立に向けた進路指導につなげた。	A	引き続き、個別的教育支援計画の作成と積極的な活用に取り組み、進路指導を継続していく。	－	総合支援課
⑥	多様な学びの場の整備		障がいのある児童生徒が居住する身近な地域において適切な教育を受けることができるよう努めるとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室の整備を行います。	R 5 年度	第 2 次熊本市特別支援教育整備計画に沿って、通級指導教室の拡充や必要な特別支援学級の新設を行うなど、多様な学びの場の整備を継続して推進する。指導者メンター制度の充実を図り、指導者の専門性向上を図る。	通級指導教室を小学校に 2 教室、中学校に 1 教室、新增設した。指導者の専門性の向上のために、指導者メンター制度やステップアップサポーターを派遣した。	A	通級指導教室の地域のニーズを確認し、全市的視野で、通級新設の取り組みを継続していく。	－	総合支援課
⑦	大学就学支援		重度訪問介護の利用者等の大学修学の機会を確保するため、大学側の受入れ体制の整備支援を図ります。	R 5 年度	利用学生の要望も踏まえ、引き続き大学等と連携を図りながら事業を実施する。	大学等においても後期日程からリアルでの講義が増えたため、各大学からの 2 名以上の申請を受理した。 【R 5 実績】 2 大学（ 2 名・ 4 名）	A	重度障がい者の大学修学の機会を確保するため、関係機関と連携を図りながら進める。	－	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		2	障がい児支援の充実							
施策の方向性		(3)	学校教育の充実							
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
⑧	家族に対する支援		・放課後児童クラブ（児童育成クラブ）における受入れ障がいのある子どもの放課後児童クラブの利用が増えていることから、必要に応じて加配支援員を配置するなどして受入れ環境を整備します。あわせて、巡回指導員による助言、支援についてのマニュアル等の活用や研修を通して、クラブ支援員の資質の向上を図ります。 ・障害児タイムケア事業 障がい児を日常的にケアしている家族のレスパイトケア及び始業前や放課後に活動する場を確保することを目的として、障害児タイムケア事業を実施します。	R5年度	引き続き、熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づく加配支援員を配置し、関係機関との連携やマニュアルの活用、巡回指導員による指導及び障がい児等配慮を要する児童に関する研修会を実施していく。	配慮を要する児童に対する支援員の加配は、配置基準は満たしているものの、手厚い見守りまでは実施できていない。支援員の資質向上については、巡回指導員が各クラブを巡回し、児童の特性に合った見守りの指導やミーティング、全体への研修会を実施することができた。	B	人員や施設の確保を進めながら、今後も研修等を通じて支援員の資質向上に努めていく。また、必要に応じて保護者との面談を行い、関係機関と連携を図りながら、児童にとってよりよい環境の場の提供を進めて行く。	熊本市放課後児童健全育成事業	放課後児童育成課
					引き続き、障がい児を日常的に介護している家族のレスパイトケア及び始業前や放課後に活動する場を確保することを目的として、関係機関との連携を図りながら、障害児タイムケア事業を実施する。	令和5年度は、障害児タイムケア事業に3名が申請し、延べ188回の利用があった。	A	家族の負担軽減のため、引き続き宇城市と連携し、実施する。	日中一時支援事業	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		2	障がい児支援の充実							
施策の方向性		(4)	発達障がい児への支援							
具体的な取り組み		プラン本文			取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
①	こども発達支援センターによる支援	障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。		R5年度	引き続き、障がい又はその疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	障がい又はその疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行った。 ・来所相談：3,788件 （うち新規相談1,307件） ・電話相談5,333件 ・訪問12件 ・その他489件 ・合計9,622件	A	今後も同様に個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	こども発達支援センター運営経費	こども発達支援センター
②	発達障がい者支援センターによる支援	発達障がいのある子ども及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行います。高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。さらに、研修会や講演会を通して、市民の発達障がいへの理解啓発を行います。		R5年度	引き続き、発達障がいのある子ども及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行う。また、高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図り、研修会や講演会を通して、市民の発達障がいへの理解啓発を行う。	発達障がいのある子どもやその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援、研修会や講演会等の普及啓発活動を行い、こども発達支援センターとの連携を行った。	A	学齢期においては、教育機関との連携が重要となるため、引き続き、更なる連携を図る。	発達障がい者支援センター運営事業経費	こども発達支援センター

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供						
施策の方向性		(1)	障害の原因となる疾病等の予防・早期発見						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
① 疾病の予防	育児サークル、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室や、健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。 また、障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の心身の健康管理・小児医療の充実を図ります。	R5年度	引き続き情報提供を実施するとともに、校区単位の健康まちづくり活動方針を改定し、地域での健康づくりを支援する。	地域でのイベントやSNS等の様々な機会を捉えて、生活習慣病の予防について情報提供を行った。 校区単位の健康まちづくり活動方針を改定し、健康分野の地域コミュニティづくりの推進について方向性を示した。	A	引き続き、様々な機会での疾病予防について啓発を行う（CKDや骨粗鬆症など）。健康まちづくりを進めることにより、疾病予防・健康づくりに取り組みやすい環境整備を目指す。	①生活習慣病等総合対策経費 ②校区単位の健康まちづくり事業	健康づくり推進課	
			各区保健こども課や医療機関において、妊婦、乳児、幼児の健康診査や健康教育、健康相談等を引き続き実施し、疾病の予防についての啓発や生活習慣に係る指導を行う。	妊婦・乳児健康診査は医療機関において、幼児健康診査は各区役所保健こども課で健診を実施し、異常の早期発見、早期治療や療育へのつなぎ、相談対応を行うことができた。	A	健診の実施、異常の早期発見、治療や療育へのつなぎ、相談対応を行う。	①妊婦・乳健康診査事業 ②幼児健康診査事業	こども支援課	
② 早期発見・適切な対応	乳幼児健康診査、その他各種健診等により、疾病の早期発見と治療に努めます。障がいに対する理解不足によっておこる二次障がいを防止するため、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。	R5年度	引き続き個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。	引き続き個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、全てのがん検診について受診率が向上した。	A	引き続き、個別受診勧奨等の受診率向上の取組を強化し、がんの早期発見・早期治療につなげていく。	①がん検診経費 ②がん検診推進事業 ③健康診査普及（受診勧奨経費）	健康づくり推進課	
			妊婦・産婦健康診査や乳幼児健康診査を実施し、疾病や発達障がいの早期発見に努めるとともに、必要に応じて事後指導や医療機関等の紹介を行う。	妊婦・乳児健康診査は医療機関において、幼児健康診査は各区役所保健こども課で健診を実施し、異常の早期発見、早期治療や療育へのつなぎ等を行うことができた。	A	引き続き、健診の実施、異常の早期発見、治療や療育へのつなぎ等を行う。	①妊婦・乳健康診査事業 ②幼児健康診査事業	こども支援課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供						
施策の方向性		(2)	適切な保健・医療サービスの充実						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
① 重症心身障がい児・者等の支援の充実	・総合的な支援体制の確保 重症心身障がい児・者等の支援に当たっては、医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携により一体的な支援を行い、必要とされるサービスが円滑に届く支援の実現を目指します。 ・重症心身障がい児等に対応した相談支援体制の整備 医療・保健・福祉などにまたがる相談支援を総合的に行うとともに、それぞれのサービスをコーディネートするなど、児から者に至る一貫した、かつライフステージに応じた相談支援体制を整備します。また、医療的ケア児等の生活システム構築のためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターの養成に取り組みます。 ・療育、リハビリテーション機関の確保、レスパイトケアの充実 NICU退院後の生活モデルへの移行の視点も含めた指定児童発達支援事業所など療育、リハビリテーション機関の確保策を図ります。また、自宅中心で医療的ケアが必要な方が地域生活を営んでいくために、医療型の短期入所の整備など、レスパイトケアの充実を図ります。 ・行動障がいのある人に対する支援 在宅の行動障がいのある人の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携など行動障がいのある人に対する支援の充実を図ります。	R5年度	引き続き医療的ケア児等コーディネーター養成研修及びフォローアップ研修を実施し、「熊本市医療的ケア児等コーディネーター」を増やしていくとともに支援の充実を図る。 また、重症心身障がい児等在宅ネットワーク会議を開催し、ライフステージに応じた相談支援体制の整備を進めていく。	医療的ケア児等コーディネーター養成研修及びフォローアップ研修を実施し、医療的ケア児等コーディネーターの養成及びスキル向上を図った。 また、重症心身障がい児等在宅ネットワーク会議を2回開催し、医療的ケア児の地域課題について、支援者や当事者と情報共有を行った。その他、短期入所施設の人件費として2事業所に対し、補助金支出を行った。さらに、「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」を作成し、関係機関へ配布を行った。	A	引き続き、医療的ケア児等コーディネーター養成研修及びフォローアップ研修を実施し、「熊本市医療的ケア児等コーディネーター」を増やしていくとともに相談支援体制の定着を図る。 また、重症心身障がい児等在宅ネットワーク会議を開催し、地域課題の解決策を検討する。熊本市障がい者相談支援事業業務委託契約において医療的ケア児等コーディネーターの配置について仕様書に規定し、これまで以上に基幹相談支援センターと連携して取り組む。	重症心身障がい児等在宅支援事業	障がい福祉課	
			事業所の開設について勧誘を行うとともに、集団指導等を通じて、制度について事業所への周知を行う。	医療型短期入所事業所に対して、実地指導を行い、制度理解の促進に努めた。また、集団指導において、令和6年度報酬改定等について周知を行った。	A	引き続き制度内容の周知を行うとともに、受入可能な事業所を増やしていく。	介護給付費等支給決定事務	障がい福祉課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供							
施策の方向性		(2)	適切な保健・医療サービスの充実							
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
②	医療費の助成	R 5 年度	障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。	引き続き重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるように、各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を障がいの程度に応じて助成する。 また、オンライン申請手続の周知を行ったり、手続の拡充等を検討し、利便性の向上を図る。	オンライン申請手続の周知を行ったり、手続の拡充等を検討し、利便性の向上に努めることができた。 また、重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるように、各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を障がいの程度に応じて助成した。	A	引き続き重度障がい者（児）が医療を容易に受けられるように、各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を障がいの程度に応じて助成する。	重度心身障害者医療費助成事業	障がい福祉課	
				引き続き自立支援医療（精神通院医療）費の申請があった際に適切な給付を実施し、精神科通院の経済的負担を軽減できるよう努める。	自立支援医療（精神通院医療）費の適切な給付を実施できた。	A	適正な助成を行うため関係機関との連携を図りながら実施継続していく。	自立支援医療（精神通院医療）事業	こころの健康センター	
				自立支援医療（育成医療）費の申請があった際に適切な給付を実施する。	障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行うことができた。	A	自立支援医療（育成医療）費の申請があった際に適切な給付を実施する。	育成医療（自立支援医療）事業	こども支援課	
③	歯科保健医療の推進	R 5 年度	・歯科疾患の予防 歯科保健に関する知識の普及を図り、各区役所で障がいのある未就学児等を対象にむし歯予防に効果的なフッ化物の塗布を行います。また、障がい児(者)団体等と連携し、障がいのある人の歯科疾患の予防に関する啓発に取り組みます。 ・歯科受診の推進 歯科医療については、障がいのある人が、身近な歯科診療所で安心して診療を受けることができるよう、障がい児(者)口腔ケア事業を実施し、障がい児(者)歯科地域協力医での受診を推進します。 ・歯科保健医療体制の充実 熊本県歯科医師会立口腔保健センター、市歯科医師会との連携強化を図り、身近な地域で受診可能な歯科保健医療体制を充実します。	○歯つびー事業 引き続き、各区役所で実施する。 対象：障がい児等の未就学児 内容：歯科相談、フッ化物塗布と口腔ケア ○歯科受診の推進 ・障がい児（者）が受診できる歯科医療機関について、県及び歯科医師会の協力を得て市民へ情報提供し歯科受診を勧める。	・歯つびー事業 新型コロナウイルス感染症の5類移行後も感染防止対策を講じて各区役所で実施した。 参加者実人数26人、延べ人数81人 実施回数27回 ・歯科受診の推進 歯科医師会のホームページを紹介するなどして障がい児（者）が受診できる歯科医院の情報提供を行った。	A	・歯つびー事業 引き続き幼児健診時などに対象となる児の保護者に事業を紹介するなどして啓発を行っていく。 ・歯科受診の推進 障がい児（者）が受診できる歯科医療機関について市民へ情報提供する	歯つびー事業	健康づくり推進課	
				本市の障がい児・者歯科診療体制を確保するため、熊本県歯科医師会口腔保健センターを支援する。	地域の歯科診療所での障がい児(者)歯科予防の技術、知識の向上を図るため、県とともに熊本県歯科医師会口腔保健センターに対する運営支援を行った。	A	引き続き、県とともに熊本県歯科医師会口腔保健センターの運営支援を行っていく。	口腔保健センター負担金	医療政策課	
				引き続き、障害児（者）口腔ケアリーダー育成事業は、感染症対策を施したうえで実施する。	障害者支援施設2施設に対して事業を実施した。2施設の入所者等計80人に対して口腔ケアを提供し、医療従事者においては障がいの状態に応じた診療上の知識や技術の習得につながった。	A	・事業名を障がい児（者）口腔ケア事業へ変更（R6～） ・歯科医師及び歯科衛生士が、障がい児（者）に対する歯科保健医療に係るスクリーニングの実施、サービスの提供を行う。また、保護者や施設職員等からの個別相談を受ける。	障がい児(者)口腔ケアリーダー育成事業	障がい福祉課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供							
施策の方向性		(2)	適切な保健・医療サービスの充実							
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
④	二次障がいの予防	一次障がい（既存の障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な相談支援や研修等を通じて、障がいの正しい知識の普及に努めます。	R5年度	障がい者サポーター研修等を通じ、市民および職員へ障がいに関する正しい知識の提供を行う。	熊本市障がい者相談支援センターと連携して障がい者サポーター研修出前講座を開催し、正しい知識の普及のために研修内容の工夫ができた。	A	引き続き、市民への障がいに関する正しい知識の普及に努める。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課	
				引き続き、電話や来所等にて相談支援の実施と、関係機関への技術支援の実施を行っていく。また、各研修会を通じ、障がいに関する正しい知識の普及啓発に取り組む。	電話相談件数（延）8,341件、来所相談（延）393件、訪問相談（延）30件、計8,764件を実施。また、関係機関への技術支援について、969件実施。 また、支援者向け研修会（21回、延べ4,611名参加）、市民向け講演会（11回、延べ2,299名参加）を行った。	A	今後も相談対応や普及啓発事業を実施する。	①精神保健相談支援事業経費 ②精神保健研究・啓発事業経費	こころの健康センター	
				家庭・地域へ配布する啓発リーフレットの内容をより充実すると共に、学校における相談しやすい環境づくり及び関係機関等相談先の紹介を行う。また学級支援員の更なる専門性の向上を目指すとともに効果的活用により二次障がいの予防に努める。	リーフレットの内容を見直してより充実したものにするとともに、SNS等を活用して発信する等、保護者・市民への周知方法を工夫した。 また、学級支援員の更なる専門性の向上に向け、各々のニーズに応じたオンデマンド研修（選択制）を実施し、効果的活用を行うことができた。	A	リーフレット内容の見直しや周知の方法の検討を行う。また、学級支援員の研修方法や内容等の検討を行う。	①笑顔いきいき特別支援教育推進事業 ②学級支援員派遣経費	総合支援課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供						
施策の方向性		(3)	難病に関する保健・医療施策の推進						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
① 難病対策の推進	難病患者の療養上の不安や悩みを解消するための状況の把握や訪問相談、患者同士が支えあい、情報交換や啓発を行うための支援を行います。 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定される指定難病について、患者の負担を軽減するため医療費の助成を行うとともに、難病対策地域協議会を設置し、地域の関係機関（者）、指定医療機関、熊本県難病相談・支援センター等との連携を図ります。 また、難病に対する相互理解を深めるため、市主催の研修会や講演会、医療相談会等を開催します。	R5年度	小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請があった際に適切な給付を実施する。	小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請があった際に適切な給付を実施し、対象者の経済的負担を軽減することができた。	A	小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請があった際に適切な給付を実施する。	小児慢性特定疾病医療支援事業	こども支援課	
			①指定難病医療費助成における申請者は増加傾向にあり、制度等のより一層の周知等継続した啓発活動を行う。 ②今後も難病対策地域協議会にて関係機関との緊密な連携を図る。 ③熊本県難病相談・支援センターや患者会などの当事者団体等と連携し、関係者への研修や相談会、講演会等の実施を継続して行っていく。また、訪問相談事業を実施していく。	①指定難病医療費助成について、適正な支給認定業務を行った。また、市政だよりによる広報や患者会パネル展示など様々な機会において啓発活動を行った。 ②難病対策地域協議会にて関係機関との連携をさらに図るとともに、協議会において作成した「熊本市難病患者・家族のための緊急時フローチャート」を対象者に配布し、活用状況等についてアンケートを実施した。 ③熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会を2回、訪問相談員育成事業研修会を1回実施し（ハイブリッド開催）、当課において医療講演会・相談会を1回実施した（対面）。また、訪問相談事業を1回実施した。	A	①指定難病医療費助成について、適正な支給認定業務を行った。また、市政だよりによる広報や患者会パネル展示など様々な機会において啓発活動を行った。 ②難病対策地域協議会にて関係機関との連携をさらに図るとともに、協議会において作成した「熊本市難病患者・家族のための緊急時フローチャート」を対象者に配布し、活用状況等についてアンケートを実施した。 ③熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会を2回、訪問相談員育成事業研修会を1回実施し（ハイブリッド開催）、当課において医療講演会・相談会を1回実施した（対面）。また、訪問相談事業を1回実施した。	①指定難病医療費公費負担経費 ②指定難病関係事務経費（難病相談支援センター事業を除く） ③難病特別対策事業経費	医療政策課	
② 難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援	難病患者等に対する障害福祉サービスの提供にあたっては、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行うとともに、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮しながら、適切な利用を支援します。	R5年度	障害者総合支援法の対象疾病の見直しが行われた場合には、障害福祉サービス事業所等へ周知を行い、随時質問等に対応し、障害福祉サービス等の利用を促す。	令和5年度に変更なかったため実績なし。	—	引き続き障害者総合支援法の対象疾病の見直しが行われた場合には、迅速に周知を行う。	介護給付費等支給決定事務	障がい福祉課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		3	保健と医療サービスの適切な提供							
施策の方向性		(4)	精神保健・医療施策の強化							
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
①	精神科医療機関等との連携の強化		緊急時における精神科救急医療体制の整備や精神障がいの状態に応じた適切な医療の提供、さらには、退院前の個別ケース検討など、精神科医療機関や地域活動支援センター等との連携による支援の充実を図ります。	R 5 年度	R4年度に引き続き、以下の事業を実施予定。 ①熊本県精神科救急情報センター事業 ・精神科救急情報センター相談員研修会 ②熊本県精神科二次救急医療確保事業 ③熊本県身体合併症救急医療確保事業	R5年度実施件数（熊本県市合同事業） ①相談件数（熊本県市合計）：1,472件 医療相談、患者振り分け及び医療機関紹介が適切にできるように、精神科救急情報センター相談員研修会を9月22日会場開催（参加者：熊本県市合計51名） ②受診件数（熊本県市合計）：942件 ③熊本医療センター実施件数：784件 地域生活への移行がスムーズにできるように、退院前等に個別ケース検討会を実施し、医療機関や関係機関との連携を図った。	A	引き続き、緊急的に医療を必要とする精神障がい者に対し、迅速かつ適切な医療が提供できるように精神科救急医療体制の充実を図っていく。	精神科救急医療体制整備事業	こころの健康センター
②	相談支援体制		区役所・こころの健康センター・発達障がい者支援センター・相談支援事業所等における相談体制の充実に努めます。	R 5 年度	今後もこころの健康相談から精神医療にかかる相談等の様々な相談対応を行い、関係機関への技術支援についても実施していく。	電話相談件数（延）8,341件、来所相談（延）393件、訪問相談（延）30件、計8,764件を実施。また、関係機関への技術支援について、969件実施。	A	引き続き、相談対応に取り組む。	精神保健相談支援事業経費	こころの健康センター
③	依存症の対策		依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）の理解を深めるための啓発や相談体制の充実、さらには、関係機関とも連携し、回復に向けた支援体制の充実を図ります。	R 5 年度	相談対応体制を強化するため、今年度より、依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関から派遣された依存症専門相談員による依存症相談を開始。 普及啓発に関しては、市民の方に対して予防の視点も取り入れた研修、支援者に対してはさらなるスキルアップを目的とした研修を実施していく。	依存症専門医7回(月1回)、依存症専門相談員31回(月4回程度)実施。 依存症家族教室24回166人、アディクション行動変容グループプログラム24回56人参加。 市民向け講演会は1回19名、支援者向け研修会は5回575人（うち共催3回367人）。	A	引き続き相談対応に取り組む。 家族教室や行動変容GPに継続して参加できるよう、必要時個別フォローする。 講演会、研修会はニーズに合った内容を企画する。	①精神保健相談支援事業経費 ②精神保健研究・啓発事業経費	こころの健康センター

基本目標			2	質の高い地域生活の実現					
分野別施策			3	保健と医療サービスの適切な提供					
施策の方向性			(4)	精神保健・医療施策の強化					
具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
④	ひきこもりへの対策	思春期・青年期における社会的ひきこもりへの対策として、熊本市ひきこもり支援センターを核に、思春期・青年期における社会的ひきこもりへ対応するとともに、電話・メール・来所・訪問相談や関係機関との連携し、長期化するひきこもりに対する相談体制の充実を図ります。	R 5 年度	引き続き、相談対応、普及啓発、人材育成等に取り組む。	電話相談1,361件、メール264件、オンライン相談33件、来所相談852件、訪問相談158件、計2,668件を実施。 当事者プログラム96回・338人、家族教室12会・34人参加。 連絡協議会2回開催。ひきこもりサポーター養成研修1回・8人参加。	A	今後も相談対応の継続、各関係機関との連携をとりながら対応していく。	ひきこもり地域支援センター	こころの健康センター
⑤	高次脳機能障がいへの対応	高次脳機能障がいの相談があった場合、熊本県高次脳機能障害支援センター及び医療機関と連携し、相談対応に努めます。	R 5 年度	引き続き、相談対応に取り組む。	電話相談件数（延）6件、来所相談件数1件、訪問相談0件の実績であった。	A	今後も随時対応を行う。	精神保健相談支援事業経費	こころの健康センター
⑥	発達障がいへの対応	発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行います。	R 5 年度	引き続き、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上するための研修等を企画開催するとともに、現状の把握とネットワーク構築のための連携会議等を行う。また発達障がい者支援センターにおいても、医療機関の体制や状況を把握し、医療機関との連携を図る。	発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上するための講演会や研修会を開催した。 また、地域の現状の把握とネットワークを構築するための連携会議等を行った。 発達障がい者支援センターにおいても、医療機関の体制や状況を把握し、医療機関との連携を図った。	A	関係機関とのネットワーク会議を継続し、重層的な支援体制を整備していく。また、地域の現状やニーズに合わせた取組（支援者研修や巡回相談等）を実施していく。	地域療育関連経費	こども発達支援センター
⑦	自殺予防への対策	自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、熊本市自殺総合対策計画等を踏まえ、自殺予防週間等における啓発事業の実施、ゲートキーパー養成等の人材育成事業や自死遺族支援、さらには熊本市自殺対策連絡協議会等の実施による関係機関との連携した取組を推進します。	R 5 年度	うつ病等の早期発見の為にストレスチェックアプリの活用や相談窓口等の案内により自殺予防を図る。また、市政だより等を用いた自殺予防啓発を図る。 SNS相談事業の拡充に努める。 ゲートキーパー養成講座の拡充に努める。	自殺予防週間、自殺対策強化月間を中心に普及啓発を行った。具体的には、市役所 1 階でのパネル展示他、熊本市公式ラジオ、公式SNS、市政だより等を利用。また、SNS相談では、延べ3,157件の相談を受け、ゲートキーパー養成講座は1,238人が受講。 自殺対策連絡協議会では、関係機関と連携を図ることができた。	A	引き続き、自殺予防の啓発および、SNS相談等相談窓口の周知、ゲートキーパー養成講座の拡充を図る。	地域自殺対策緊急強化事業	こころの健康センター

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
1		4	雇用と就労の促進						
施策の方向性		(1)	雇用の場の確保						
具体的な取り組み			取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
①	事業主への啓発	R5年度	障がいのある人の一般就労の機会を確保するため、熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動や、本市独自の雇用奨励金の周知等を通して障がい者雇用に対する理解促進を図ります。 また、精神障がい者の雇用対策強化の改正障害者雇用促進法などの障がい者雇用に関する新たな法制度の内容について周知を図ります。	障がいのある人の一般就労の機会を確保するため、「市障がい者就労・生活支援センター」や「市障がい者自立支援協議会（就労部会）」の活動を通して、障がい者雇用に関する理解促進を図る。	市障がい者就労・生活支援センターにおいて、企業に対して雇用推奨のための活動を実施した。 （雇用勧奨実施企業数：234件） 障がい者自立支援協議会就労部会においては、障がい者雇用に関する意見交換及び情報共有を行うとともに、事業主向けの「しごといく」を改定し、関係機関へ配布した。また、企業や事業所に対し、障がい者雇用に関する講話や就労部会の成果を発表する「就労フェア」をオンライン開催した。	A	引き続き、事業主に対して障がい者雇用に向けた積極的な啓発活動に努めていく。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
				本市に事業所を有し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた事業主に対し、本市独自の雇用奨励金制度があることを周知していく。	特定求職者雇用開発助成金を所管する熊本労働局と連携して制度を周知した結果、59件、1,236千円の交付となった。	A	障がい者・母子家庭の母等・高齢者の雇用奨励金の制度の周知を行い、障がい者雇用に対する意識の向上や就労促進を図り、奨励金の交付を行う。	障がい者・母子家庭の母等高齢者雇用奨励金	雇用対策課
②	雇用にあたっての支援	R5年度	企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成や、職場定着支援の実施、障がい者サポート企業・団体の認定などにより、企業の活動を応援する。	市障がい者就労・生活支援センターにおいて、職場開拓、求人と求職者のマッチングを図るとともに、就労後の職場定着支援を実施した。（職場定着支援件数：450件） また、障がい者雇用を推進する企業に対して、障がい者サポート企業・団体の認定を行った。（1団体）	A	引き続き、市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター等の労働機関と連携し、求職者や求人の情報を共有しながら両者のマッチングを図っていく。	①障がい者就労・生活支援センター事業 ②熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課	
				障がい者を雇用している事業所に対する、主観的数値の点数を加算する取扱いを、今後の工事等入札参加資格審査申請の際にも継続する。	障がい者を雇用している事業者に対する、主観的数値の点数を加算する取扱いを、令和5年度の工事等入札参加資格審査申請の際に実施した。	A	障がい者を雇用している事業所に対する、主観的数値の点数を加算する取扱いを今後の工事等入札参加資格審査申請の際にも継続する。	—	工事契約課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
1		4	雇用と就労の促進						
施策の方向性		(1)	雇用の場の確保						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
③ 公共機関での障がい者雇用の促進	市における障がい者雇用については、一定の枠を設け法定雇用率以上になるよう採用するとともに、障がい者対象の採用試験についても、精神障がい及び知的障がいのある人への受験対象の拡大に向け、検討を進めていきます。さらに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすく、長く働き続けることのできる職場環境の整備に取り組めます。また、この雇用を通じて、障がいのある人の就労について、市民や企業への啓発及び理解の促進を図ります。	R5年度	市における障がい者雇用について、法定雇用率を確保する。また、採用にあたっては、試験の実施方法等において合理的配慮を行うとともに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるような職場環境の整備に努める。	R5年度の市長事務部局（議会局服務）において障がい者雇用率2.62%（法定雇用率2.6%）、教育委員会における障がい者雇用率2.55パーセント（法定雇用率2.5パーセント）であり、ともに法定雇用率を達成した。また、担当で厚生した障がい者支援チームを発足し、協働して障がいのある職員が働きやすい職場づくりを行った。	A	引き続き、試験における合理的配慮を実施するとともに、障がい者会計年度任用職員の体調を考慮した職場環境を整え、一般就労へ向けた支援を行う。	障がい者雇用関係経費	障がい福祉課	
			障がい者支援チームと関係課との連携を強化し、障がいのある職員の就労の定着及び職場の理解促進を図る。	・定期的に障がい者支援チームの会議を開催し、課題の共有やケース検討などを行った。 ・令和5年4月～電話リレーサービスの本格導入。また、令和5年11月～聴覚に障がいのある人のコミュニケーションツールとして、文字起こし機能付きボイスレコーダーを導入。 ・障がいのある職員の相談窓口設置について、掲示板で周知した。 ・熊本大学が実施した障がいのある学生のための就職セミナーで熊本市の状況について講義を行った。	A	引き続き、障がい者支援チームと関係課との連携を密に行い、障がいのある職員の就労定着および職場の理解促進を図る。	合理的配慮関連経費	人事課	
			採用に関しては、法定雇用率の達成継続のため、他局と連携して採用募集を随時行っていく。また、長く働き続けることのできる職場環境の整備等に取り組む。	雇用については、ハローワークでの公募を始め、募集期間を長く設定し、より多くの採用を目指した結果、法定雇用率を達成することができた。障がい者を受け入れる部署においては、障がいについての基礎知識や、必要な配慮などを事前に共有し、働きやすい環境整備を行った。就労定着支援事業所等と連携し、就労後の適正を確認したり、課題克服に向けての個人の目標設定などを行った。	A	今後も継続して新規雇用を行い法定雇用率の達成を継続する。また、退職者も少なからずいるため、一人ひとりの特性に配慮して働きやすい環境を整備するため相談体制の強化を目指す。今年度も、ジョブコーチの導入について検討する。	学校環境整備事業	教育政策課	
			教員採用試験実施要項にある「障がいのある者を対象とした特別選考」の案内を分かりやすい表示に変更し、市ホームページ及び大学説明会にてさらなるPRを行う。	実施要項の表示やフォントを分かりやすいものに変更し、市ホームページや大学説明会においてPRを行った。	A	引き続き、障がいのある者も教員採用試験を受験し易いよう、工夫していく。	採用試験	教職員課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
1		4	雇用と就労の促進							
施策の方向性		(1)	雇用の場の確保							
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
④	障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出	R5年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問による雇用勧奨や職場開拓を図ります。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問等による雇用推奨や職場開拓を図る。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワーク等の関係機関と連携し求人情報を共有するとともに、企業に対して雇用推奨のための活動を実施した。（雇用勧奨件数234件）	A	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、引き続き、雇用勧奨や職場開拓等の活動による仕事の創出に努める。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課	
			また、若者の就労促進として特別支援学校の教諭と企業との意見交換会を実施するほか、企業と障がいのある人との雇用に関する新たな出会いの場の創出を検討していきます。	高等学校進路指導担当職員と企業との意見交換会を開催し、各企業のブースを設け、自社のガイドスおよび高等学校進路指導担当職員との意見交換を実施することで相互理解ひいては雇用促進を図る。	高等学校進路指導担当職員と企業との意見交換会を実施した。企業70社、高校55校が参加し、うち支援学校の参加は12校であった。	A	若者の就労促進のため、引き続き、高等学校進路指導担当職員と企業との意見交換会を実施していく。	人手不足・多様な働き方支援就職面談会事業	雇用対策課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		4	雇用と就労の促進						
施策の方向性		(2)	一般就労への移行と定着の支援						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
① 一般企業への就労の促進	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関（ハローワーク、職業センター等）と連携して一般企業への就労を支援します。 また、就労移行支援事業所において、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行うとともに、就労定着支援事業所において、就労移行支援等を経て一般就労した者に対して就労を継続するために必要な相談等の支援を行います。 障がい者雇用に取り組む企業への雇用奨励金を通して一般企業への就労を促進します。	R 5 年度	関係機関との連携のもと、熊本市障がい者就労・生活支援センターによる情報発信や就労を希望する障がい者からの相談に応じ、就労あるいはこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行う。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、就労を希望する障がい者からの相談に応じ、就労あるいはこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行った。 （一般就労件数：119件）	A	引き続き、就労を希望する障がい者の求職活動の支援を行っていく。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課	
			福祉サービスの水準を確保するため、事業所に対し、制度改正や報酬改訂等に伴う最新情報を迅速に発信していく。	実地指導や集団指導において、制度改正や報酬改定についての情報発信を行うことができた。また、新たな就労移行支援事業所を5ヵ所指定し、一般就労先の選択肢を増やすことができた。	B	引き続き、制度内容等の周知を行うとともに、就労移行支援事業所の新規開設について勧奨を行う。	就労移行支援事業	障がい福祉課	
			本市に事業所を有し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた事業主に対し、本市独自の雇用奨励金制度があることを周知していく。	特定求職者雇用開発助成金を所管する熊本労働局と連携して制度を周知した結果、59件、1,236千円の交付となった。	A	引き続き、制度の周知及び交付を行う。	障がい者・母子家庭の母等高齢者雇用奨励金	雇用対策課	
② 職場定着の支援	障がいのある人の職場への定着を支援するため、公共職業安定所（ハローワーク熊本）や熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、トライアル雇用（障害者試行雇用事業）や職場適応援助者（ジョブコーチ）等の障がいのある人・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。 また、熊本市障がい者就労・生活支援センターを就労支援の核として位置づけ、関係機関と連携して就労・生活支援はもとより、職場開拓や職場定着の支援を実施します。	R 5 年度	障がいのある人の職場への定着を支援するため、ハローワークや熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、各種制度の周知や職場開拓、職場定着の支援を実施する。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、実習時から巡回を行い、課題解決スキルの習得を目的とした支援を行うことで、採用後の職場定着を促進した。（職場定着支援件数：450件）	A	引き続き、関係機関と連携しながら求職者と企業のマッチングを図るとともに、各種制度の周知を行う。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現							
分野別施策		4	雇用と就労の促進							
施策の方向性		(2)	一般就労への移行と定着の支援							
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
③	求人・求職者情報の提供		熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センターと情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努めます。	R 5 年度	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター等の各種関係機関と情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努める。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター等の労働機関と定期的に会議を実施し、適切な求人・求職者情報の共有及び情報提供を行った。	A	引き続き、関係機関と連携しながら職場定着を支援していく。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
④	関係機関との連携による相談支援		熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、就労移行支援事業所等の就労関係機関及び特別支援学校などの教育機関との連携を強化し、就労に向けた段階から就労後の職場定着・生活に関することまで、総合的に相談を受けることができる体制を整備します。	R 5 年度	障がいのある方が働きながら自立生活を送れるよう、熊本市障がい者就労・生活支援センター及びその他の関係機関との連携を強化し、就労に関する総合的な相談支援を行う体制を整備する。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、移行支援等の就労関係機関及び特別支援学校と連携し、相談支援を実施した。（障がい者からの相談件数：6,780件）	A	引き続き、関係機関と連携しながら相談支援を実施する。	障がい者就労・生活支援センター事業	障がい福祉課
⑤	難病、発達障がい等の特性に応じた就労支援の充実		難病や発達障がい等の多様な障がいについて、その特性や配慮の方法等の周知により、企業等の理解を促進し、就労の機会の充実と雇用環境の整備を促進します。	R 5 年度	障がい者自立支援協議会就労部会や、就労フェア等の機会を通じて、特性に応じた就労支援について市民や企業向けに理解啓発を行うとともに、実際の雇用事例を周知していく。	障がい者自立支援協議会就労部会や就労フェア等の機会を通じて、特性に応じた就労支援について市民や企業向けに理解啓発を行うとともに、事例検討を実施することができた。また、障がい者サポーター研修において、特性に応じた配慮方法等について説明を行い、理解を促進した。	A	引き続き、特性に応じた就労支援について市民や企業向けに理解啓発を行う。	①相談支援事業 ②熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		4	雇用と就労の促進						
施策の方向性		(3)	福祉的就労への支援						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
① 福祉的就労場の充実	一般就労が困難な障がいのある人に、福祉的な就労機会を提供する就労継続支援事業所等の充実を図るため、研修会の開催等、事業所の適正な運営の支援に取り組みます。また、販路の拡大や工賃水準向上、福祉的就労への理解促進を目的として、販売会の開催等の支援に取り組みます。	R 5 年度	今後も「おとなりマルシェ（障がい者就労施設商品販売会）」を開催し、障がい者就労施設の販路拡大や工賃向上、障がい者就労施設への理解促進を図っていく。また、支援者向け研修会の開催により、職員のスキルアップを目指す。	障がい者就労施設への理解促進及び工賃向上を目的とした「おとなりマルシェ（障がい者就労施設商品販売会）」を関係団体と協力して12回開催するとともに、職員ネットワークの構築及びスキルアップを目的とした障がい者就労支援施設従事者研修会を開催した。	A	引き続き販売会を開催していくとともに、広報活動にも力を入れることで、売り上げの向上につなげていく。また、支援者向け研修会等を開催し、職員のスキルアップを図っていく。	就労継続支援 A 型事業サポート事業	障がい福祉課	
② 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、庁内各課における積極的な調達を推進します。 また、企業等に対する施設で提供できる物品等の情報提供により、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。	R 5 年度	本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、庁内各課に対し優先調達を促す。また、登録名簿や事業運営の見直しを行い、より効果的な調達の推進を図る。	本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針の策定し、庁内各課に対する積極的な調達推進を促したことにより、調達目標である前年実績を上回ることを達成できた。	A	引き続き、調達の推進を図るため、庁内及び企業への効果的な周知に努める。	障がい者優先調達推進法関係	障がい福祉課	
③ 共同受注窓口の検討	複数の障がい者就労施設等による生産製品及び役務の共同受注の仕組みを確立するため、関係団体と連携し、共同受注窓口の整備に向けた検討を進めます。	R 5 年度	引き続き、関係機関等と連携して共同受注窓口の取組を進めていく。また、共同受注窓口の積極的な活用について庁内各課への周知に努める。	共同受注窓口の積極的な活用について庁内各課への周知に努め、庁内における共同受注窓口を活用した障がい者就労施設等からの調達実績をつくることができた。	A	引き続き、共同受注窓口の周知に努め、庁内や民間での活用も促進していく。	就労継続支援 A 型事業サポート事業	障がい福祉課	
④ 福祉の農業の連携の検討	農福連携に実際に取り組んでいる事例を参考にしながら、農業法人等と障がいのある人の就労支援機関が連携する体制を構築するなど、農業分野における障がいのある人の就労を推進するための具体的な取組を検討します。	R 5 年度	引き続き、働き手を必要とする農業者の情報を収集し、マッチング件数の増加につながるよう関係機関と連携した取り組みを行う。	農福連携のマッチング支援の取り組みを県、JA及び農業者と連携して行うことができた。（令和 5 年度実績：契約成立18件）	A	引き続き、事前の情報提供等に取り組め、県、JA及び農業者と連携し、さらなるマッチング件数の増加につながる取組を図っていく。	—	障がい福祉課 農業支援課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		5	スポーツ・文化芸術活動の推進						
施策の方向性		(1)	スポーツ、文化芸術活動団体の支援						
具体的な取り組み			取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
①	スポーツ、文化芸術活動団体の支援	R5年度	熊本県障害者スポーツ・文化協会に対し負担金助成を行い、障がい者スポーツ及び文化の振興を図る。	熊本県及び県内市町村の割合に基づき、熊本県障害者スポーツ・文化協会への負担金助成を行った。	A	引き続き、障がい者スポーツ及び文化の振興のために熊本県障害者スポーツ・文化協会に対し負担金助成を行う。	障がい福祉団体助成	障がい福祉課	
			引き続き、芸術文化の発信、障がいのある方々の活躍のため、アール・ブリュットパートナーズ熊本を支援し、障がい者の文化芸術活動を支援する。	障がい者の文化芸術活動を推進するアール・ブリュットパートナーズ熊本の活動を支援し、作品展示会の運営やイベントの周知等に協力した。	A	引き続き、アール・ブリュットパートナーズ熊本の活動に協力していく。	—	障がい福祉課	
②	スポーツ活動への支援	R5年度	参加者が安心して参加できるよう、新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、熊本県と共催し、障がい者スポーツ大会を行う。	これまでの新型コロナウイルスによる各種制限を撤廃したうえで開催を行った。	A	コロナ禍で減少した参加者を元の水準に戻す取組として、障がい福祉団体や障がい者スポーツ団体等とも連携しつつ、参加しやすい環境となるよう取組を進める。	熊本県・熊本市障がい者スポーツ大会経費	障がい福祉課	
			スポーツリーダーによる指導者の派遣やスポーツ推進委員研修会、出前講座等において、ニュースポーツの普及・啓発を促進する。また、用具の無料貸出についてさらなる充実を図る。	スポーツリーダーによる指導者の派遣やスポーツ推進委員研修会、出前講座等において、ニュースポーツの普及・啓発を促進した。	A	引き続き、ニュースポーツの普及・啓発を促進し、障がいのある人とない人の交流が深まるよう取り組んでいく。	総合型地域スポーツクラブ関係経費等	スポーツ振興課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		5	スポーツ・文化芸術活動の推進						
施策の方向性		(1)	スポーツ、文化芸術活動団体の支援						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
③ 文化芸術活動への支援	障がいのある人が文化芸術活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの開催を行います。また、関係団体と連携・協力し、アールブリュット※の普及に取り組むなど、文化芸術活動を通じた障がいのある人の新たな可能性の追求などを支援します。	R5年度	希望荘チャレンジフェスタにあわせて作品を募集し、優秀作品の展示を行う。	障がいのある人が制作した作品（絵画、木竹工、手芸、書道、写真など）を募集し、希望荘作品展として希望荘で展示したほか、市庁舎1階ロビーに個人最優秀賞と優秀賞作品の展示を行った。	A	引き続き希望荘作品展を開催し、優秀作品については市庁舎1階ロビーでも展示を行う。また、希望荘ふれあいギャラリーを開催し、創作意欲向上と社会参加を目的として、日頃の創作活動の成果を発表する展示場を常設する。	希望荘運営経費	障がい福祉課	
			アール・ブリュットパートナーズ熊本を支援し、障がいのある人が文化芸術活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの支援や販路拡大に向けた協力を行っていく。また、アール・ブリュットパートナーズ熊本の活動について市HP等を活用して周知できるよう努める。	アール・ブリュットパートナーズ熊本を支援し、障がいのある人が文化芸術活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの支援や販路拡大に向けた協力を行った。	A	障がいのある人を含め、多くの市民が文化芸術を楽しむ機会の提供と、作品等の発表の機会の創出を継続して行っていく。	—	障がい福祉課	
			展覧会の点字チラシや年間スケジュールの点字リーフレットの作成・配布を行う、映画の特別上映会において、日本語字幕付きで上映し聴覚に障がいをもつ人も参加可能にする等、障がいのある人を含め芸術文化を楽しむ機会の提供を行う。また、『アーティストスポット熊本』を引き続き継続し、障がいの有無に関わらず多くの市民が文化芸術に触れる機会を創出するとともに、関連イベントの内容の充実を図り、作品等の発表や交流等を促進する。	展覧会の点字チラシや年間スケジュールの点字リーフレットの作成、配布を行った。映画の特別上映会において、日本語字幕付きで上映し聴覚に障がいのある人も参加可能にする等、障がいのある人を含め芸術文化を楽しむ機会の提供を行った。また、『アーティストスポット熊本』においては、引き続きアーティストウィークを開催し、障がいの有無に関わらず、広く市民に文化芸術に親しんでもらえるよう、花畑広場を含む計9か所の会場でイベントを実施し、ワークショップ等でアーティストと市民の交流も図った。	A	障がいのある人を含め、多くの市民が文化芸術を楽しむ機会の提供と、作品等の発表の機会の創出を継続して行っていく。また、『アーティストスポット熊本』においては、イベントの会場の選定に際して、バリアフリーに配慮した設備の有無を意識し、だれもが楽しめる企画作りに注力したい。	美術館管理経費 文化芸術支援事業	文化政策課	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		5	スポーツ・文化芸術活動の推進						
施策の方向性		(1)	スポーツ、文化芸術活動団体の支援						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
④ 障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく国の基本計画を勘案して、熊本市における計画を策定し、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施します。	R5年度	引き続き、国の動向や他都市の状況を踏まえながら、関係部署と連携し、検討を進めていく。	他自治体の状況を踏まえて、本市の文化部門の部署との連携を検討することができた。	A	引き続き、国の動向や他都市の状況を踏まえて、関係部署と検討を進めていく。	—	障がい福祉課	
⑤ 文化施設等の利用支援	熊本市現代美術館における観覧料や、熊本城をはじめとした文化施設等の入場料の減免制度※を設け、文化施設等の利用を促します。 また、熊本市動植物園においては入園料の減免制度のほか、難病や障がいのある子どもたちとその家族を対象に、閉園後の動植物園に招待する「ドリームナイトアットザザー」を実施します。	R5年度	現代美術館の展覧会において、各種障害者手帳等をお持ちの方及び、付き添いの方について、減免要綱に基づき免除対応を行う。	R5年度障がい者減免により展覧会入場料を減免された人数は2,728人であった。	A	引き続き、熊本市現代美術館における観覧料の減免を行い、施設利用を促進する。	美術館管理経費	文化政策課	
			引き続き、熊本城特別公開において、各種障害者手帳等をお持ちの方、及び、付き添いの方について、熊本城入園料免除基準に基づき免除対応を行う。	各種障害者手帳等をお持ちの方、及び、付き添いの方について、熊本城入園料免除基準に基づき免除対応を行った。	A	熊本城天守閣内のエレベーターについて、車椅子利用の方(介添者含む)、及び階段の利用が困難な方がスムーズにご利用いただけるような案内・誘導を行っていく。	熊本城特別公開	総務管理課	
			・対象の方には、入園料の減免制度を活用していただく。 ・「ドリームナイトアットザザー」を開催する。	・入園料の減免を実施した。 ・ドリームナイトアットザザーを2回開催し、参加者は合計2,184人であった。	A	・引き続き減免の実施予定。 ・ドリームナイトアットザザーを含めて障がいのある方にも動植物園を更に楽しんでいただけるよう取り組みを見直していく。	—	動植物園	

基本目標		2	質の高い地域生活の実現						
分野別施策		5	スポーツ・文化芸術活動の推進						
施策の方向性		(2)	学習の機会や余暇活動の推進						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
① 学習機会の提供 及び講座等の実施	あらゆるライフステージに応じた学習機会の充実を図る中で、障がいのある人に対する学習機会の情報提供に取り組みます。また、障がいを理解するための公民館講座等を実施し、市民の理解の促進を図ります。	R5年度	新型コロナウイルス感染症の5類移行後もオンラインなど多様な方法で開催してもらえよう、出前講座実施団体に呼びかける。また、各区の公設公民館にて手話講座を開催し、ろう者についての理解を促進する。	5類移行後もオンラインなどへの対応を継続しているが、対面での受講希望が多かった。また、各区の公設公民館にて手話講座を開催し、ろう者についての理解を促進した。	A	出前講座のメニューの充実を図る。また、手話講座受講後の方々が継続して学習できる場や取得した知識を発揮できる場の提供を図る。	生涯学習推進経費	生涯学習課	
② 社会教育施設等の 利用支援	図書館に来館することが困難な障がいのある人を対象に、図書や朗読CD、カセットテープの郵送貸出しを行います。 また、視覚障がいのある人を対象に、熊本県点字図書館と協力し、対面朗読サービスを提供します。 熊本博物館では、聴覚に障がいのある人も一緒にプラネタリウムを楽しめるよう、熊本県聴覚障害者情報提供センターの協力により、字幕付きプラネタリウム投映会を実施します。	R5年度	引き続き、郵送貸出サービスを実施する。 電子図書館サービスも継続する。	郵送貸出については、新たに2名を認定し、継続してサービスを実施した。また、電子図書館については定期的に新刊を購入し、蔵書の充実を図った。	A	郵送貸出及び対面朗読室の提供を継続するとともに、電子書籍の充実を図る。	図書事業経費	熊本市立図書館	
			昨年度より継続して、聴覚に障がいのある人も一緒にプラネタリウムを楽しめるよう、熊本県聴覚障害者情報提供センターの協力により、字幕付きプラネタリウム投映会を年4回実施する。利用者の拡大のため、聾学校や支援学級向けの字幕付き学習投映についても検討する。	(ア)「470億光年の、その先へ」 日時：令和5年5月13日(土) 観覧者：103名 (イ)「虹の天象儀」 日時：令和5年11月19日(日) 観覧者：83名 (ウ)「水の惑星 星の旅シリーズ」 日時：令和6年3月2日(土) 観覧者：111名 ※年4回を予定していたが、(当館の都合により)年3回の実施となった。聾学校や支援学校・支援学級向けにもチラシ等での広報を行っており、個人(家族)での参加も少数ながらある。	B	次年度以降も字幕付きプラネタリウムを継続する。関連団体を介した事業周知のための広報に努め、聾学校や支援学校・支援学級の児童・生徒も含め、利用者数の増加を目指す。字幕付き学習投映についても引き続き検討する。	聴覚障がい者用字幕投映プログラム字幕打込み作業	熊本博物館	
③ 余暇活動の場・情報の提供	障がいのある人が気軽に余暇活動を行う場として、地域活動支援センターの機能の充実を図るとともに、余暇活動に関する多様な情報を集約し提供します。	R5年度	コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、障がいのある人が気軽に余暇活動を行う居場所づくりを継続するとともに、活動内容について各センター同士で情報交換を行う場を持つ。また、地域活動支援センター事業を実施するために運営費の補助を行う。	安定的な運営のため、地域活動支援センターへ運営費の補助を行った。また、全センター(7カ所)に対し、モニタリングを実施し、活動内容や課題の把握を行った。	B	地域活動支援センターの認知度拡大のため、SNS等を活用した周知活動を進める。また、安定的な運営を図るとともに、各センター同士の情報交換の場を設定し、活用内容の充実を図る。	①地域活動支援センター(Ⅰ型)運営費助成 ②地域活動支援センター(Ⅲ型)運営費助成	障がい福祉課	

基本目標		3	安心して暮らせる社会体制の整備							
分野別施策		1	安心・安全なまちづくり							
施策の方向性		(1)	防災対策の推進（災害時の支援体制の充実）							
具体的な取り組み			取組予定		取組実績		評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
①	地域における避難支援体制づくり	地域団体・避難所担当職員・施設管理者などからなる校区防災連絡会の設立を促し、平常時から各避難所の開設・運営や情報収集、物資供給体制を確立するなど、災害発生に備えます。	R5年度	未設立の校区について、区役所と連携し設立を促していくとともに、設立済の校区・地区については、震災対処実動訓練等を通じて、避難所の開設運営体制等の強化を図っていく。	校区防災連絡会の未設立の校区について、区役所と連携し設立を促した結果、全ての校区・地区で設立された。設立済の校区・地区については、震災対処訓練等を通じて、避難所の開設運営体制等の強化を図った。	A	震災対処訓練等を通じて、避難所の開設運営体制等の強化を図っていく。	—		防災計画課 防災対策課
②	避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者避難支援制度による支援体制の構築	障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、熊本市地域防災計画に基づき作成した災害時に活用できる避難行動要支援者名簿について、自治会等の地域団体との名簿受け渡しに関する覚書締結を進めることで、災害時の支援体制を築きます。 加えて、本人同意に基づき平常時から活用できる災害時要援護者避難支援制度の名簿等について、名簿配布と併せ個別避難支援プランの策定を進めることで、より実行性の高い災害時の支援体制を築きます。 災害時要援護者避難支援制度未登録の避難行動要支援者に対する制度の周知や登録勧奨を進めるほか、地域における要援護者の掘り起こしに努め、登録者の増加を図ります。	R5年度	関係部局との協議を継続するとともに、個別避難計画作成にかかるモデル事業の結果も踏まえ、全体的な仕組みづくりについてさらに検討を進めていく。	個別避難計画作成にかかるモデル事業を実施し、把握した効果や課題、検討した今後の方向性を踏まえ、関係部局との協議を継続しながら、仕組みづくりの検討を進めた。	A	個別避難計画作成の優先度の設定や福祉専門職の参画により、計画作成を推進する体制づくりを進めるとともに、制度の対象となる方はもとより、地域の支援者や福祉専門職等に対しても新たな制度に関する十分な説明等を行う。	—		防災計画課
				「熊本市災害時要援護者避難支援制度」に未登録の避難行動要支援者への登録勧奨を継続して実施する。 制度登録者については、自治会等の地域関係者への名簿の配付や、個別避難支援プランの策定を行い、平時からの地域における要援護者支援体制の整備を進める。 避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者避難支援制度の支援体制について、関係部署とともに整理を行う。	「熊本市災害時要援護者避難支援制度」に未登録の避難行動要支援者への登録勧奨を継続して実施。令和5年度は、施設入所者等を除く、要介護認定3～5の高齢者及び身体障害者手帳1、2級を所持している方約2,500人に対し、登録勧奨通知を送付。年度内に、約260人の新規登録申請があった。 制度登録者については、自治会等の地域関係者への名簿の配付や、個別避難支援プランの策定を行い、平時からの地域における要援護者支援体制の整備を進めた。 また、避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者避難支援制度の名簿について、一本化する方針を定め、その方針に基づき、支援体制に関し整理を行った。	A	避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者避難支援制度の名簿の一本化後の支援体制に係るさらなる整理と、名簿掲載者等への体制周知により理解を醸成する。	—	健康福祉政策課	
③	施設における防災体制の整備	施設の所有者や管理者に対し、障がいのある人の利用に配慮した改修や防災訓練の実施を働きかけ、災害発生時の連絡通報体制、避難誘導体制の確立を図るとともに、防災・防火意識の高揚に努めます。	R5年度	今後も、実地指導対象事業所数を増やし、現時点で実地指導を行っていない事業所についても、防災体制の整備について情報提供を行っていく。また、集団指導でも繰り返し情報提供を行っていく。	集団指導や実地指導を通し、障害者支援施設等に対し、消防署とも連携しながら、集団指導資料を市HPに掲載することにより、防災体制の整備について情報提供を行った。また、浸水想定区域または、土砂災害警戒区域に位置する事業所へ、洪水・土砂災害時避難確保計画を作成するよう呼びかけを行った。	A	引き続き、障害者支援施設等に対し、消防署とも連携しながら、実地指導や集団指導を通し、防災体制の整備について情報提供を行う。	—		障がい福祉課

基本目標		3	安心して暮らせる社会体制の整備						
分野別施策		1	安心・安全なまちづくり						
施策の方向性		(1)	防災対策の推進（災害時の支援体制の充実）						
具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
④	FAXや携帯メールを活用した緊急通報の利用促進	音声（言葉）での通報が困難な人の利用を想定したFAXや携帯メールによる119番通報について、地域の防災行事等において周知を図り、利用を促進します。	R5年度	引き続き、地域の防災行事や広報を用いて、該当となる方の登録や利用促進を図る。	NET119の利用登録者が増加し、広報や利用促進の効果が得られている。 令和6年5月15日現在、155名が登録。 （令和5年の通報件数4件）	A	SNSの活用やチラシなど、各種広報媒体を活用した登録者及び利用促進活動を行う。	消防指令管制システム維持管理経費	情報司令課
⑤	災害時の避難所における支援体制の整備	災害発生時には、熊本市避難所開設運営マニュアルや、それを基に各地域の実情にあわせて作成される避難所運営マニュアル等の活用により、配慮が必要な人の支援情報を早急に把握し、専用スペースの設置等、障がいの特性に応じた配慮や支援の円滑な提供に努めます。	R5年度	避難所ごとに福祉避難室の場所を検討し、避難所運営委員会ごとにマニュアルの更新を進める。	避難所ごとに福祉避難所の場所の検討、マニュアルの更新に向け協議するよう周知した。	B	避難所ごとに福祉避難室の場所を検討し、避難所運営委員会ごとにマニュアルの追加更新を進める。	—	防災対策課
⑥	福祉避難所の拡充及び福祉子ども避難所の整備	災害救助法適用の災害発生時に、一般避難所では避難生活を送ることが困難な方（要配慮者）の受入れを行う場として、関係団体との協定に基づき福祉避難所を開設することで、避難支援体制の整備を行い、障がいの特性に応じた対応を行います。 さらに、障がい児等とその家族が避難する福祉子ども避難所を市内の特別支援学校内に新たに設けるなど、福祉避難所の拡充を図ります。また、必要に応じて関係機関や団体等と合同で訓練等を実施し、災害時の連携体制の強化を図ります。	R5年度	福祉避難所に関するマニュアルの記載内容について、検討する。	熊本市震災対処実働訓練において、要配慮者の指定避難所への避難状況を把握・整理し、報告するまでの一連の流れを確認する情報伝達訓練を実施。 マニュアルの再構成については、訓練の振り返りを踏まえ検討を継続するに留まった。	B	マニュアルの再構成及び周知を行う。	—	健康福祉政策課
				引き続き、特別支援学校や関係団体と連携し、福祉子ども避難所の震災対処実動訓練を実施する。また、特別支援学校の学校運営協議会や校区防災連絡会への参加を行い、災害時の連携体制の強化を図っていく。	熊本支援学校と連携し、福祉子ども避難所の震災対処実働訓練を実施。併せて、特別支援学校の学校運営協議会や校区防災連絡会に参加し、災害時の連携体制について意見交換や情報共有を行った。	A	訓練後の反省点や改善点をもとに、訓練内容や実施時期、マニュアル・様式の変更等を行う。 今後も学校運営協議会や校区防災連絡会等に参加し福祉子ども避難所の周知に努める。	—	障がい福祉課

基本目標		3	安心して暮らせる社会体制の整備						
分野別施策		1	安心・安全なまちづくり						
施策の方向性		(1)	防災対策の推進（災害時の支援体制の充実）						
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
⑦ 災害時の生活再建に向けた支援	建設型仮設住宅においては、可能な限り個々の障がいのある人の状態に応じた住宅の整備を行います。 また、障がい者相談支援センターやNPO法人等の関係機関・団体と連携を図りながら被災者の見守りを行い、生活再建に向けた支援を実施します。	R5年度	災害時に、熊本市障がい者相談支援センターや関係団体等と連携し迅速に対応が図られるよう、常時より連携関係を築いていく。	災害時に備えて、障がい者相談支援センターと常時連携をとる体制を作ることができている。	A	引き続き、障がい者相談支援センターや関係機関等と連携を取り、情報の共有に努める。	—	障がい福祉課	
			・R4年度と同様に、被災者に対する支援は各区の保健福祉部署が各種機関と連携し、既存事業の枠組み中で引き続き切れ目なく支援していく。 ・生活・健康調査に基づく支援は終了したが、住宅再建について不安を抱える世帯に関しては、各区の校区担当保健師が中心となり、引き続き通常体制の中で支援を行っていく。 同様に熊本地震関連の相談があった場合には、必要に応じて、支援制度・窓口へのつなぎを行う。	・「熊本市被災者くらし再建会議」を2月に開催した。 ・仮設住宅等退去後支援推進部会を7月、1月に開催し、退去者支援に関する情報共有・進捗状況の確認を行った。 被災者を含めた健康支援を必要とする対象者に対し、校区担当保健師による専門的な支援や、民生委員やささえりあ等の各種機関との連携を図った。	A	引き続き、福祉支援の充実及び地域コミュニティの活性化に取り組むことで、被災者が再建先で孤立せず、健やかに暮らせる地域社会の実現につなげていく。くらし再建会議及び推進部会については令和5年度をもって廃止したものの、住宅再建等について不安がある世帯については、各区の保健福祉部署が各種機関と連携し、通常体制の中で引き続き切れ目なく支援していく。	（震災）仮設住宅入居者くらし再建経費	健康福祉政策課	

基本目標		3	安心して暮らせる社会体制の整備						
分野別施策		1	安心・安全なまちづくり						
施策の方向性		(2)	防犯対策の推進						
具体的な取り組み			取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課	
①	緊急通報システム貸与事業	単身または障がい者のみの世帯で緊急時の連絡が困難な方に、緊急通報システムの貸与を行い、24時間体制の対応を行います。	R5年度	引き続き、障がい者の自立促進と緊急時の迅速かつ適切な対応のため、緊急通報システムを設置し、生活の安全を確保する。	令和5年度設置台数：5台（新規1台、撤去2台）	A	引き続き、生活状況の把握のため、毎月の報告書の確認だけでなく、委託先と連携して安全な生活の提供を図る。	熊本市在宅障害者緊急通報システム事業	障がい福祉課
②	障がい者支援施設等における防犯対策	障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラ設置など、必要な安全対策への取組を支援します。	R5年度	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、防犯設備設置への補助を行い、必要な安全対策への取組を支援する。	令和5年度整備分について、3件採択したものの、国内示なかったため実施できていない。	－	引き続き、障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、必要な安全対策への取り組みの支援を行う。	社会福祉施設等防犯対策強化	障がい福祉課
③	消費者トラブルの未然防止	障がいのある人を狙った消費者トラブルの未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、情報提供や助言、あっせん等による相談対応を行います。また、相談者の状況に応じた成年後見制度の活用を図ります。	R5年度	引き続き、成年後見制度を広く周知し、地域の障がい者相談支援センター等と連携して、潜在的なニーズの発掘及び早期の申請を促すとともに、必要な方には市長申立による制度利用を行う。	成年後見制度を広く周知し、地域の障がい者相談支援センター等と連携して、潜在的なニーズの発掘及び早期の申請を促した。特に必要な方には市長申立による制度利用を行った。	A	引き続き、地域の権利擁護と早期の申請相談を促すとともに市長申立も行う。	－	障がい福祉課
				消費生活相談において、成年後見制度が必要な場合は、相談者へ適切に案内できるよう関係機関と連携を図る。また、判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、関係機関が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」において、情報提供を行う。	必要に応じ、関係機関と連携を図り対応した。また、「消費者安全確保地域協議会」にて、情報提供を行い、今後の連携について共有した。	A	消費生活相談において、関係機関と連携を図り、成年後見制度が必要な場合は相談者へ適切に案内する。	－	生活安全課（消費者センター）

基本目標		3	安心して暮らせる社会体制の整備						
分野別施策		1	安心・安全なまちづくり						
施策の方向性		(3)	住まい・住環境の整備促進						
具体的な取り組み		プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
①	住宅改造に対する支援	住宅を住みやすく改造する場合に、リフォームヘルパーの派遣による助言及び改造費用の一部助成を行います。	R 5 年度	在宅で生活する障がい者が快適な生活ができるよう、引き続き住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成する。申請書類や説明書類の見直しをし、制度のわかりやすい説明、周知に努め、速やかな助成につなげる。	令和5年度の給付実績は計4件	A	引き続き、制度のわかりやすい説明、周知に努め、スムーズな助成を行う。	高齢者及び障害者住宅改造費助成事業	障がい福祉課
②	公営住宅の活用	障がいのある人等に対し、1 階への優先的入居、単身者向け住宅の供給を行います。 また、公営住宅の新たな整備や建替え等に当たっては、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等、バリアフリー化を推進します。	R 5 年度	バリアフリーを進めるため、既存住戸の浴槽について、利便性向上に配慮し、浅型浴槽に改修を行う。(約200件)	既存住戸（約449戸）について浅型浴槽へ取り替え、目標値（約200戸）を上回ることができた。	A	浅型浴槽の未設置住戸に対して年次計画により設置を進める。	—	市営住宅課

基本目標		3	安心して暮らせる社会体制の整備					
分野別施策		1	安心・安全なまちづくり					
施策の方向性		(4)	ユニバーサルデザインの推進					
具体的な取り組み	プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
① 公共施設等の整備	市の公共施設等の整備にあたっては、障がいのある人等の意見を聴く機会を設けるなどしてニーズを把握し、誰もが利用しやすい施設や設備、空間の整備に努めます。 民間建築物においては、バリアフリー法（正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）による認定や熊本県のやさしいまちづくり条例（正式名称：熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例）に基づいた協議を行い、障がいのある人が利用しやすい施設や設備となるよう促します。	R5年度	「熊本県公共施設ガイドライン」や「公共建築部バリアフリー設計マニュアル」等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進していく。	設計時や工事中に確認をおこない、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行った。	A	引き続き、市民のニーズに答えられるよう整備を行っていく。	－	営繕課
			引き続き、民間建築物について熊本県のやさしいまちづくり条例に基づいた協議を行い、障がいのある人等が利用しやすい施設や設備となるように促していく。	熊本県のやさしいまちづくり条例に基づいた協議を220件行い、障がいのある人等が利用しやすい施設や設備となるように促した。	A	条例に基づき、確実に協議を行っていく。	－	建築指導課
② 安全で快適な道づくり	歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。 また、路上における放置自転車の解消や不法占有物件の撤去指導等を行い、バリアフリー空間の確保に努めます。	R5年度	他部署や地元との連携を引き続き図り、不法占有物件の撤去、改善指導を行うことによる安全な通行動線の確保に努めるとともに、障がいのある人等が利用しやすい施設や設備となるように促していく。	他部署や地元との連携により、不法占有物件の減少に繋げることができた。	A	他部署や地元との連携を継続することで、障がいのある人等が利用しやすい施設や設備となるように促していく。	無許可占有物件等調査及び指導業務	土木総務課
			引き続き、安全で快適な道づくりを進めるため、熊本市移動円滑化基本構想に基づき、歩道の段差解消や点字ブロックの設置等を行う。また、移動円滑化を促進するため、指定したエリアの設置箇所を重点的に点字ブロックの設置や段差の解消等を行う。	バリアフリー法に基づく特定道路の指定されている路線において、点字ブロックの設置を行い、バリアフリー化を図ることができた。	A	バリアフリー法に基づく特定道路に指定されている路線の整備状況を把握し、引き続き計画的にバリアフリー化を行う。	（国県道）交通安全施設整備経費 （市道）交通安全施設整備経費	道路保全課
③ 公共交通・移動手段の利便性の向上	障がいのある人が安心してバスや市電を利用できるように、ノンステップバス等の導入を促進します。 また、段差解消等、車椅子の利用環境整備も含め電停のバリアフリー化を推進します。 さらに、バス停にベンチを設置し待合環境の改善に努めます。	R5年度	・交通事業者の取組として、ノンステップバス車両を適宜導入する。 ・商業高校前・健軍校前の電停改良工事を実施する。（R5年度完成） ・バス停にベンチを設置し、待合環境の改善を推進することで、公共交通の利用促進を図る。（R5年度100箇所）	・取組予定の2箇所の電停について工事を実施した。 ・ベンチを計32基整備した。	B	・バリアフリーマスタープランの整備優先度に基づき、引き続き整備を進める。 ・ベンチを設置するための十分な幅員が確保されている場所が少ないため、バス停に隣接する民有地への設置も検討しながら、継続してベンチの整備促進を行う。	電停改良経費 移動円滑化推進経費	移動円滑推進課

基本目標		3	安心して暮らせる社会体制の整備							
分野別施策		2	情報提供、意思疎通支援の充実							
施策の方向性		(1)	障がいのある人に配慮した情報提供の充実							
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
①	ふくしのしおりによる情報の提供		障がい福祉の制度内容を集約し、分かりやすく説明したふくしのしおりを配布することで、障がいのある人やその家族が必要とする情報を円滑に取得できるよう支援します。	R 5 年度	新年度の情報を反映した「ふくしのしおり」の作成に取り組む。随時掲載したい事項がないか、関係機関からの相談を受けるとともに、わかりやすい説明を心掛ける。	新年度の情報を反映した「ふくしのしおり」を作成し、関係機関への配布を行った。市のホームページにもデータを掲載することができた。	A	引き続き、新年度の情報を更新し、わかりやすい説明を心掛けた「ふくしのしおり」の作成に取り組む。関係機関への配布や案内チラシの作成を行う。	障がい福祉一般管理経費	障がい福祉課
②	点字・音声による市政及び市議会情報の提供		広報紙市政だよりや議会だよりの点字版・音声版を作成し、視覚障がいのある人への情報提供を行います。 また、市ホームページや市議会ホームページに音声読み上げ機能や背景色変更機能、文字サイズ変更機能をつけ、サービスの充実を図ります。	R 5 年度	幅広く市の情報を発信するため、引き続き以下の取り組みを継続する。 ①点字版・音声版市政だよりを作成し、必要な方へ配布 ②アクセシビリティに配慮したホームページの作成（音声読み上げ機能など） ③市政だよりの内容を読み上げるラジオ番組「声の市政だより」の放送	幅広く市の情報を発信するため、昨年に引き続き以下の取り組みを行った。 ①点字版・音声版市政だよりを作成し、必要な方へ配布 ②アクセシビリティに配慮したホームページの運用（音声読み上げ機能など） ③市政だよりの内容を読み上げるラジオ番組「声の市政だより」の放送	A	引き続き点字版・音声版市政だよりを発行する。 市ホームページについては、音声読み上げ機能等を継続し、アクセシビリティに配慮した運用を行う。ラジオについても、引き続き市政だよりの内容を放送していく。	①広報紙関係経費 ②ホームページ関係経費 ③各種媒体を使った広報経費	広報課
					引き続き視覚障がいのある方への情報提供を行う。 ①議会広報紙の点字版・音声版を作成し、希望者に配布。 ②市議会ホームページの音声読み上げと文字拡大。	議会広報紙の点字版・音声版の作成、市議会ホームページの音声読み上げなど、障がいがある方に配慮した情報提供を実施した。	A	引き続き障がいがある方に配慮した情報提供を実施していく。	①議会及び事務局関係経費（政策） ②議会及び事務局関係経費	政策調査課
③	市ホームページ及びSNS等を活用した情報提供の充実		障がい福祉に関する各種サービスや制度の紹介をはじめ、施設や事業者の情報、障がい福祉に関するイベントの情報等を市ホームページやSNS等を活用して障がいのある人に分かりやすく提供します。	R 5 年度	分かりやすい情報提供を行うため、障がい者に関する各種手続きや障害福祉サービス事業所等の更新や通知、精神通院医療等について、市ホームページに掲載し、必要に応じて情報の更新を行う。また、SNS等の様々な情報媒体を活用し、効果的に発信する。	障がい者に関する各種手続きや障害福祉サービス事業所等の更新、相談窓口の情報や指定自立支援医療機関の情報等について市ホームページに掲載するとともに、障がいへの理解促進、相談支援、就労支援、理解啓発イベント等に関する情報をSNS等の様々な情報媒体を用いて発信した。	A	市ホームページ等を通じて、最新の情報及びわかりやすい情報の提供を行っていく。	—	障がい福祉課、こころの健康センター

基本目標		3	安心して暮らせる社会体制の整備							
分野別施策		2	情報提供、意思疎通支援の充実							
施策の方向性		(2)	情報・意思疎通支援の充実							
具体的な取り組み			プラン本文		取組予定	取組実績	評価	今後の方針／改善事項など	関連事業名	所管課
①	コミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保		障がいの特性に応じたコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員等の養成や派遣を行います。また、区役所総合案内に手話通訳者等を設置し、公共機関での意思疎通を支援します。	R 5 年度	手話通訳者等の派遣及び養成を継続する。また、各区役所の総合案内に手話通訳者の設置を継続し、行政手続きの際の意思疎通支援を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染防止策が緩和されたことを受け、手話奉仕員(修了者53人)、手話通訳者(修了者19人)、要約筆記者(修了者11人)、盲ろう者通訳・介助員(修了者4人)、点訳（音訳）奉仕員（修了者15人）の養成研修を実施することができ、修了者も全体的に回復傾向が見えた。 また、手話通訳者等の派遣も継続し、手話通訳派遣内で遠隔手話対応も実施した。 各区役所の総合案内に手話通訳者を設置し、行政手続きの際の意思疎通支援を行った。	A	手話通訳者等の派遣及び養成を継続する。 各区役所の総合案内に手話通訳者を設置し、行政手続きの際の意思疎通支援を継続する。	①手話通訳者設置等事業 ②手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・盲ろう者通訳介助員派遣事業 ③手話通訳奉仕員養成事業・手話通訳者養成事業・要約筆記者養成事業・盲ろう者通訳介助員養成事業・点訳朗読（音訳）奉仕員養成事業	障がい福祉課
②	手話言語条例の制定		手話を言語として認め、広く使える社会を目指し、手話言語条例の制定に取り組みます。条例に基づき手話への理解促進と普及に取り組み、市民が手話にふれあう機会を増やし、手話を使いやすい環境整備に努めます。	R 5 年度	「熊本市手話に関する施策の推進方針」に沿って施策に取組み、また、施策の実施状況について検証を行う。	熊本市手話に関する施策の推進方針」に基づき、熊本市手話言語施策推進委員会を開催し、取組状況の報告と検証を行った。	A	引き続き「熊本市手話に関する施策の推進方針」に沿って施策に取組み、また、施策の実施状況について検証を行う。	—	障がい福祉課
③	ヘルプカードの利用促進		内部障がいや難病等、外見からわかりづらい障がいのある人が、周囲の人に配慮や支援を求める手段として活用するヘルプカードを普及させ、コミュニケーション手段の一つとしての利用を促進します。	R 5 年度	市の広報媒体にて周知を行うとともに、公共交通機関での広報を引き続き行う。また、ヘルプマークの効果的な広報手段について検討を行っていく。	障がい者サポーター研修での周知のほか、市電やバスの車両広告、ステッカーの貼付、熊本駅のデジタルサイネージでの広告を活用し、幅広い世代へ向けた周知を図った。	A	今後も、公共交通機関での周知やその他の周知方法についてを県と連携しながら検討を進めていくとともに、ヘルプマークストラップの配布についても検討を進めていく。	熊本市障がい者理解促進事業	障がい福祉課
④	意思疎通支援の充実に向けた検討		スマートフォンやタブレット端末の活用等、情報通信技術や支援機器の発展なども踏まえ、利用者のニーズを適切に把握した新たな意思疎通支援の充実に向けて検討します。	R 5 年度	障がい特性に応じて誰もが使いやすい意思疎通支援の充実に向けて、検討していく。	手話通訳者等の設置や、会議での拡大資料の配布、刊行物におけるUDフォントの活用等、意思疎通支援の充実を図った。	A	引き続き、だれもが使いやすい意思疎通支援の充実を図っていく。	—	障がい福祉課